

ETCコーポレートカード利用案内書

令和8年1月

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

ETCコーポレートカード利用案内書

目 次

I. 大口・多頻度割引制度ご利用にあたって	1
1. 大口・多頻度割引制度のポイント	1
2. お申込みからお支払いまでの流れ	6
II. 大口・多頻度割引制度のご利用方法	7
1. ETCコーポレートカードのご利用申込	7
(1) お申込窓口	7
(2) お申込単位	7
(3) ご契約いただけない主な要件	7
(4) ETCコーポレートカードの利用対象者	10
(5) ETCコーポレートカードの利用対象車両	10
(6) ETCコーポレートカードが利用可能な道路	11
(7) ETCコーポレートカードの貸与・取扱い	11
① ETCコーポレートカードの貸与	11
② ETCコーポレートカードの取扱い	11
(参考1) 利用申込みに必要な書類の入手方法等	14
(参考2) 保証書の記載方法	23
2. 割引の内容	24
(1) 対象道路	24
(2) 割引内容	24
(3) 割引額の計算方法	27
① 高速国道の大口・多頻度割引額	27
(参考1) 高速国道の割引早見表	30
② 一般有料道路の大口・多頻度割引額	32
(参考2) 一般有料道路の割引早見表	36
3. お支払い方法	38
(参考1) 後納料金等請求書様式	39
(参考2-1) 個人・法人の方の利用明細書例	40
(参考2-2) 事業協同組合の方の利用明細書例	48
4. 割引停止措置等	56
5. 登録内容に変更があった場合の手続	60
III. その他	61
1. ETCコーポレートカードが利用可能な道路一覧	61
2. ETCコーポレートカード取扱窓口	63
3. ETC利用証明書の入手方法	64
4. 走行明細データの有料提供サービス	65
更新履歴	66

I. 大口・多頻度割引制度ご利用にあたって

1. 大口・多頻度割引制度のポイント

大口・多頻度割引制度とは、**大口・多頻度利用**のお客様を対象とした**ETCシステムの利用**を前提とする**高速国道等の通行料金の割引制度**です。

なお、大口・多頻度割引制度をご利用いただくには、**東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社**(以下「三会社」といいます。)**が予め定める要件**を満たされるお客様に**貸与するETCコーポレートカード**をご利用いただく必要があります。

料金は、**1ヶ月分をまとめて翌月末**までにお支払いいただきます。

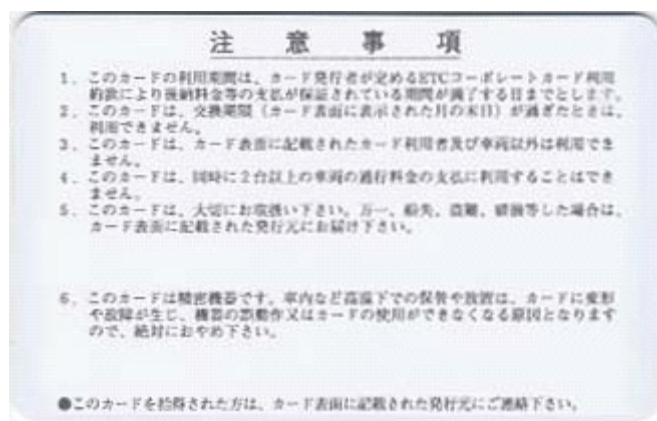
制度のポイントは、2～5頁のとおりです。

参考:カードイメージ

-表面-



-裏面-



ポイント1…割引の内容

ご利用額に応じて割引いたします。

※ 大口・多頻度割引には、「高速国道の大口・多頻度割引」と「一般有料道路の大口・多頻度割引」があり、別々に計算されます。

(1) 高速国道の大口・多頻度割引

割引は、ETCコーポレートカードの利用の承認をお受けになったお客様（以下「契約者」といいます。）が登録した全ての車両の1ヶ月のETCコーポレートカードによる「高速国道のご利用額（※）」の合計に、①「車両単位割引」と②「契約単位割引」の2種類の割引を組み合わせて行います。

(※)「高速国道のご利用額」の定義

高速国道のご利用額とは、次の要件のいずれも満たした高速国道の利用を行われた場合のご利用額をいいます。

要件1: ETCコーポレートカード上に表示された車両番号を有する車両において
ご利用いただいたとき

要件2: ETC利用規程を遵守し、ETCシステムをご利用いただいたとき

①車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額に対し、次表の割引率を適用いたします。

表 車両単位割引の割引率

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※（ ）内は、ETC2.0を使用する事業用車両（注）に限り適用される割引率です。

（令和9年（2027年）3月末まで）

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

②契約単位割引

契約者の1ヶ月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1ヶ月の高速国道の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1ヶ月の高速国道のご利用額の合計に対し、10%の割引を行います。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大 100km 相当分は、大口・多頻度割引の対象になりません。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1～4 回の場合にも、地方部最大 100km 相当分は大口・多頻度割引の対象外となりますのでご注意ください。

(2)一般有料道路の大口・多頻度割引

割引は、契約者が登録した全ての車両の1ヶ月のETCコーポレートカードによる「割引対象一般有料道路(※1)のご利用額(※2)」の合計に、①「車両単位割引」と②「契約単位割引」の2種類の割引を組み合わせて行います。(ただし、伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)は①車両単位割引のみ適用となります。)

(※1)「割引対象一般有料道路」の範囲

割引対象一般有料道路とは、三会社が管理する一般有料道路のうち、大口・多頻度割引の対象としている道路を指します。

(※2)「割引対象一般有料道路のご利用額」の定義

割引対象一般有料道路のご利用額とは、次の要件のいずれも満たした割引対象一般有料道路の利用を行われた場合のご利用額をいいます。

要件1: ETCコーポレートカード上に表示された車両番号を有する車両において
ご利用いただいたとき

要件2: ETC利用規程を遵守し、ETCシステムをご利用いただいたとき

① 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額に対し、表1及び表2の割引率を適用いたします。

表1 車両単位割引の割引率

自動車1台ごとの1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額 ※伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)利用分は除く	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※（ ）内は、ETC2.0を使用する事業用車両（注）に限り適用される割引率です。

（令和9年（2027年）3月末まで）

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

表2 車両単位割引の割引率

自動車1台ごとの1ヶ月の伊勢湾岸自動車道（東海JCT～飛島JCT）のご利用額	割引率
5千円を超え、2万円までの部分	6.9%（11.9%）
2万円を超える部分	13.8%（18.8%）

※（ ）内は、名古屋高速道路の都心環状線と連続して通行しない場合に適用される割引率です。

②契約単位割引

契約者の1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1ヶ月の割引対象一般有料道路の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計に対し、5%の割引を行います。

※割引対象一般有料道路に伊勢湾岸自動車道（東海JCT～飛島JCT）は含みません。

※ 平日朝夕割引（ETCコーポレートカード）の割引対象となる走行のうち、地方部最大 100km 相当分は、大口・多頻度割引の対象になりません。

※ 平日朝夕割引（ETCコーポレートカード）割引対象走行のご利用回数が、1～4 回の場合にも、地方部最大 100km 相当分は大口・多頻度割引の対象外となりますのでご注意ください。

→ 割引の内容に関する詳細は24～37頁をご参照ください。

ポイント2・・・ご契約いただけない主な要件(※)

次のいずれかの要件に該当する場合、ご契約いただけません。

要件1： ETCシステムをご利用いただけない場合

(ご登録いただく車両に車載器が搭載されていない場合)

要件2： 過去に通行料金等の支払いにトラブルがある場合

要件3： 過去に高速国道等のご利用で不適切な行為があった場合

要件4： 法人(事業協同組合を含みます。)でお申込みの場合は、

カード割引のみを事業とする等、他の事業の実態が見受けられない場合

要件5： 支払いの保証をいただけない場合

→ 要件1～5に関する詳細は7～10頁をご参照ください。

(※) その他詳細は、「ETCコーポレートカード利用約款」をご参照ください。

○ご注意

ETCコーポレートカード利用約款に規定する割引停止措置等の対象要件に該当する場合、契約者のカードの全部又は一部について、割引の停止、利用の停止及び契約者資格の取消しの割引停止措置等をとらせていただきますので、ご注意ください。

表 割引停止措置等の内容

措置の内容	
割引停止	・ 契約者のカードの「全部」又は「一部」について、 1年以内の期間を定めて割引を停止する。
利用停止	・ 契約者のカードの「全部」又は「一部」について、 1年以内の期間を定めて利用を停止する。
契約者資格の取消し	・ 契約者たる資格を取り消す。

2. お申込みからお支払いまでの流れ

図 お申込みからご利用開始までの流れ

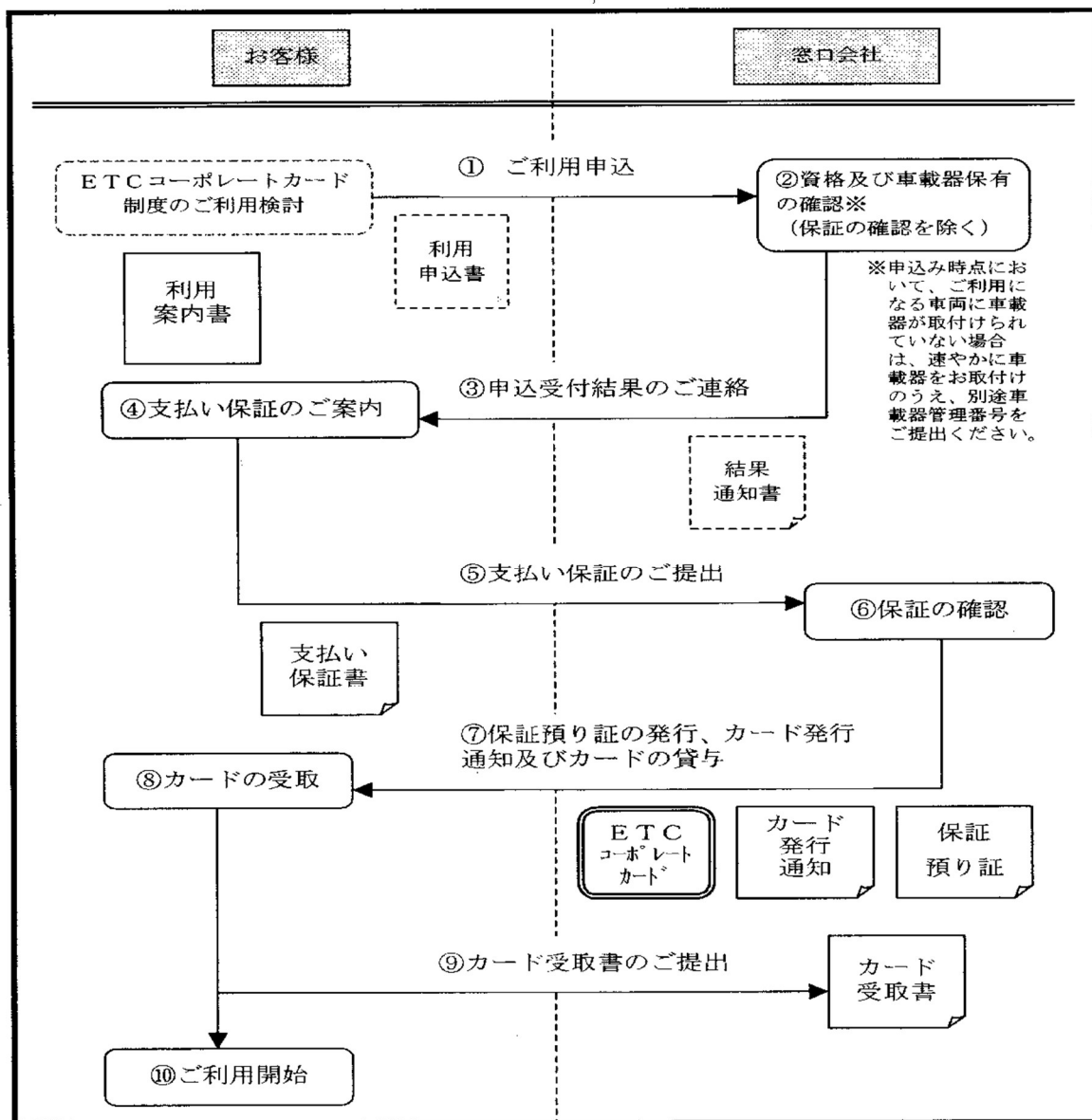
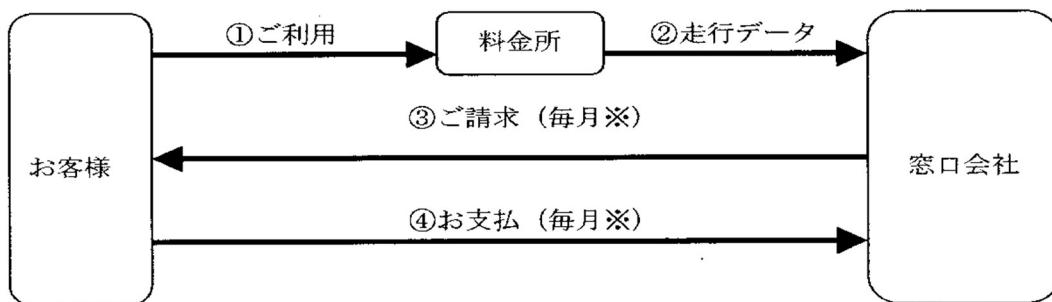


図 ご利用からお支払いまでの流れ



※ご利用料金は、1ヶ月分の通行料金をまとめて翌月末までにお支払いいただきます。

Ⅱ.大口・多頻度割引制度のご利用方法

1. ETCコーポレートカードのご利用申込

(1)お申込窓口

大口・多頻度割引制度をご利用いただくには、三会社が貸与するETCコーポレートカードをご利用いただく必要があります。

ETCコーポレートカードの利用申込みは、三会社の取扱窓口(63頁参照)で受付いたします。(なお、当該取扱窓口が所属する会社を以下「窓口会社」といいます。)

(2)お申込単位

ETCコーポレートカードの利用申込みは、個人又は法人単位で行ってください。ただし、事業協同組合がカードの利用申込みを行う場合に限り、事業協同組合の組合員のカードの利用申込みを事業協同組合の名において、一括して行うことができます。

(3)ご契約いただけない主な要件

次のいずれかの要件に該当する場合、ご契約いただけません。

要件1:ETCシステムをご利用いただけない場合

(ご登録いただく車両に車載器が搭載されていない場合)

ETCシステムをご利用いただくことが前提となります。

なお、ETCシステムをご利用いただくためには車載器が必要となりますので、利用申込みをされる前にご用意いただくようお願いします。(※)

ETCシステムをご利用しての通行にあたっては、「ETCシステム利用規程」、「ETCシステム利用規程実施細則」をお守りください。

(※)お申込みの際に車載器をご用意でない場合は、窓口会社において車載器以外の申込み要件を満たしていることを確認し、お客様が直ちに車載器を取得しセットアップすることを確約された場合には、利用申込みを受付いたします。

要件2:過去に通行料金等の支払いにトラブルがある場合

次のような場合をいいます。

- － 過去3年以内に、三会社の管理する道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたことがある場合（約款 § 3③三）
- － 三会社のうちいずれかの会社に対して原因者負担金の債務を有しており、かつ、その履行を終えていない場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めた場合（約款 § 3③五）
- － 三会社のうちいずれかの会社に対して賠償債務を有しており、かつ、当該賠償債務を履行しない場合又は当該賠償債務に係る債権の担保を当該会社に提供しない場合であって、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めた場合（約款 § 3③六）

要件3:過去に高速国道等のご利用で不適切な行為があった場合

次のような場合をいいます。

- － 大口・多頻度割引制度の契約者資格の取り消された日から3年を経過していないとき（約款 § 3③七）
- － 過去1年以内に、三会社、本四会社、首都会社及び阪神会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反したことがある場合で、その違反の程度が利用約款で定める割引停止措置等（56頁参照）に相当するとき。（約款 § 3③四）

補1:事業協同組合である場合、要件2・3については、組合員もこれに該当しないことが必要となります。要件2・3に該当する組合員が含まれる場合は、利用申込みを受け付けることができませんので、ご注意ください。（約款 § 3③十一）

補2:上記要件に該当しない場合でも、窓口会社が利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたときは、利用申込みを受け付けいたしません。（約款 § 3③十四）

**要件4:法人(事業協同組合を含みます。)でお申込みの場合は、
カード割引のみを事業とする等、他の事業の実態が見受けられない場合**

次のような場合をいいます。

- ー ETCコーポレートカードを利用することのみを事業目的として設立された法人(事業協同組合を含みます。)である場合(約款 § 3③八)
- ー 事業協同組合である場合において、設立登記後1年を経過していないとき、又は設立登記後1年以上経過していても、過去1年間に於いて、中小企業等協同組合法第33条の定めにより定款に記載された事業の実績がない場合(約款 § 3③十二)

要件5:支払いの保証をいただけない場合

ETCコーポレートカードを利用して通行した高速国道等のご利用額(ETCコーポレートカードを利用して通行した高速国道等のご利用額に対して、大口・多頻度割引が適用された場合は割引後の額)及びETCコーポレートカードを利用して通行した本四道路、首都高速、阪神高速及び公社道路のご利用額(各道路管理者が指定する額)(以下「後納料金」といいます。)、取扱手数料及び再発行手数料(以下これらを「後納料金等」といいます。)の支払いを保証していただく必要があります。

支払いの保証期間は最長を2年間として窓口会社が指定いたします。この期間がETCコーポレートカードの利用期間となります。

なお、ETCコーポレートカードの利用期間の更新には、その都度支払いの保証期間の更新手続きが必要となりますので、ご注意ください。

大口・多頻度割引制度の利用申込みに際しては、次のいずれかの方法により、支払いの保証を行ってください。

- ① 連帯保証人として、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、又は農業協同組合が発行した保証書の提出
→ 保証書の記入例は、23頁をご参照ください。
- ② 窓口会社の指定銀行口座への保証金の預託(保証金の預託に伴い発生する預金利息は、窓口会社に帰属するものとします。)

(注) 利用申込み時に行う当初の保証については、①と②の併用はできません。

必ずどちらか一方をお選びください。

なお、追加保証が必要となった場合は、追加分について保証書又は保証金のいずれか一方を選択することができます(ただし、併用はできません)。

保証額は次表のとおりです。

表 支払い保証額

	支払い保証額
新規のご利用 申込みの場合	・ 後納料金の支払見込月額の4倍に相当する額以上の額 （1万円未満の端数は、切り上げるものとします）。 ・ 上記の金額が10万円を下回る場合、保証額は10万円とします。
窓口会社が特に 指定する場合 (※)	・ 後納料金の支払見込月額の3倍に相当する額以上の額 （1万円未満の端数は、切り上げるものとします）。 ・ 上記の金額が5万円を下回る場合、保証額は5万円とします。

(※) ETCコーポレートカードの支払いの保証期間を一度以上更新している方の場合です。

(4) ETCコーポレートカードの利用対象者

ETCコーポレートカードを利用できる方(以下「カード利用者」といいます。)は、次のとおりです。

(カード利用者)

- ・ カード上に氏名又は名称が表示された契約者
- ・ カード上に氏名又は名称が表示された契約者の使用人その他の従業者
- ・ 契約者が事業協同組合である場合は、
 - ① カード上に名称が表示された組合員
 - ② カード上に名称が表示された組合員の使用人その他の従業者

(5) ETCコーポレートカードの利用対象車両

ETCコーポレートカードを利用できる車両(以下「登録車両」といいます。)は、次のとおりです。

(登録車両)

- ・ 窓口会社に対して、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がなされた車両(当該車両の自動車検査証の使用者欄(使用者欄の記載がない場合は、所有者欄。)の名義が契約者(契約者が事業協同組合である場合は、当該事業協同組合又はその組合員。)と同一である車両に限ります。)
ただし、登録車両は、三会社間で重複することはできません。

ETCコーポレートカードは、カード上に車両番号が表示された登録車両に限りご利用いただけます。

(※)カードの再発行期間において、窓口会社の承認を受けている場合は、一時的に表示以外の車両に利用することができます。

(6)ETCコーポレートカードが利用可能な道路

三会社が管理する高速自動車国道、及び一般有料道路のうち三会社が指定する道路並びに他の道路管理者が指定する道路(61～62頁参照)でご利用いただけます。

(7)ETCコーポレートカードの貸与・取扱い

① ETCコーポレートカードの貸与

窓口会社からETCコーポレートカードのご利用の承認を受けられたお客様には、登録車両1台ごとにETCコーポレートカード1枚をお貸しします。

ご利用の申込み受付からETCコーポレートカードのお渡しまでには、カードの枚数によって相応の期間がかかりますので、あらかじめご了承ください。(→詳しくは、取扱窓口にお問い合わせください。)

なお、ETCコーポレートカードの郵送等を希望される場合は、お客様に実費相当額をご負担いただきます。(→詳しくは、取扱窓口にお問い合わせください。)

② ETCコーポレートカードの取扱い

(i)ETCコーポレートカードの所有権

ETCコーポレートカードの所有権は、三会社に帰属します。

お客様はカードの取扱いにつきまして、特に次の点を遵守されるようお願いいたします。

- ・善良なる管理者の注意を持ってカードを管理すること。
- ・第三者に対する以下の行為をしないこと。
 - ・カードの貸与
 - ・カードの譲渡
 - ・カードの質入れ
 - ・カードを担保に供すること
 - ・カード情報の使用

(ii)ETCコーポレートカードの管理上のご注意

ETCコーポレートカードを車内など高温下で保管・放置されたり、無理な力を加えたりしますと、変形・破損等の原因となりますので、大切にお取扱いください。変形・

破損等した場合は、直ちに取扱窓口に戻却し、再発行の手続きを行ってください。

破損等したETCコーポレートカードにテープ等を貼って使用しないでください。このようなETCコーポレートカードをご使用になられた場合は、これを回収させていただくことがあります。

(iii) ETCコーポレートカードの交換(交換期限)

ETCコーポレートカードは長年使用すると変形や摩耗により使えなくなることがありますので、定期的に交換いたします。

お客様のETCコーポレートカードの交換期限は、ETCコーポレートカードの表面に記載してある月の末日となりますので、引き続きETCコーポレートカードの利用を希望される場合は、交換期限の6ヵ月前までに交換をお申込みください。

(注) カードを利用いただける期間(利用期間)は、支払いの保証がなされている期間となります。利用期間と交換期限は異なりますのでご注意ください。

(iv) ETCコーポレートカードを亡失した場合の取扱い

紛失・盗難等によりETCコーポレートカードを亡失された場合、契約者はその旨を直ちに取扱窓口にお届けください。この場合、所轄警察署へも届出ください。

ETCコーポレートカードの亡失のお届け後において、当該カードが発見、回収されたときは、速やかに取扱窓口にお届けください。なお、発見、回収されたETCコーポレートカードは、窓口会社が別途ご連絡するまでの間は再使用できませんので、ご注意ください。

なお、ETCコーポレートカードを亡失され、第三者が使用した場合には、全てお客様に負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

(v) 取扱手数料等

お客様に新たにETCコーポレートカードをお貸しする場合は、取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます)を申し受けます。

また、毎年4月1日において既に貸与を受けているETCコーポレートカードは、年度分(4月から翌年3月までをいいます。)の取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます)を毎年5月に申し受けます。

なお、ETCコーポレートカードの再発行を受けたときも、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます)を再発行手数料として申し受けます。

※ 取扱手数料、再発行手数料は、令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、617円から629円へ変更となりました(消費税等相当額を含みます)。

(vi)再発行仮カード

「再発行仮カード」は、お客様が紛失、盗難、破損に伴いETCコーポレートカードの再発行手続きをされている場合に、新たなカードをお渡しするまでの間、一時的にお使いいただけるように発行するカードです。再発行のお申込みの際、「ETCコーポレートカード再発行申込書(別記様式7)」に、再発行仮カードの貸与を希望される旨ご記入のうえ、取扱窓口あてお申し出ください。

なお、再発行仮カードは、お客様のカード利用を一時的に担保するものであり、貸与期間中は、本来のETCコーポレートカードとみなして取り扱います。ETCコーポレートカード利用約款を遵守のうえ、善良なる管理者の注意を持って管理いただけますようお願いいたします。

(参考1)利用申込みに必要な書類の入手方法等

利用申込みにあたっては、①利用申込書、②添付書類の提出が必要です。

(約款 § 3②)

- ① 利用申込書は三会社のホームページから出力することができます。

ホームページアドレス

東日本高速道路(株) <https://www.driveplaza.com/>

中日本高速道路(株) <https://www.c-nexco.co.jp/>

西日本高速道路(株) <https://www.w-nexco.co.jp/>

「ETCコーポレートカード利用申込書(別記様式1)」とは、次表の(その1)から(その4)までの全ての書類を指します。

書類によって提出する媒体が異なりますので、次表にてよくご確認ください。

記入に当たっては、16～22頁をご参照ください。

表 ETCコーポレートカード利用申込書

様 式 名	紙媒体での 提出	電子媒体での 提出
ETCコーポレートカード利用申込書 (その1)(その2)	○	
ETCコーポレートカードの利用申込みに係る 誓約書(その3)	○	
ETCコーポレートカード利用申込み車両一覧 (その4)		○

注1: 紙媒体で提出する書類は、必要事項を記載し、押印の上でご提出ください。

注2: 電子媒体(CD-R等)で提出する様式は、①個人・法人用と②事業協同組合用があります。いずれかの該当する様式に入力の上、ご提出ください。

なお、電子媒体での提出をされない場合は、ETCコーポレートカード利用約款に定める別記様式1(その4)を複写し、必要事項を記載の上、ご提出ください。(電子媒体と同様に、①個人・法人用と②事業協同組合用があります。)

② 添付書類は次表のとおりです。

加入単位に応じて添付書類は異なりますので、よくご確認ください。

なお、添付書類は全て紙媒体でご提出ください。

添 付 書 類 名	加 入 単 位		
	個 人	法 人	組 合
申込者の法人登記簿		○	○
申込者の印鑑証明	○	○	○
保証人の印鑑証明 ※1	○	○	○
自動車検査証(写し)※2	○	○	○
設立認可書(写し)			○
カードを利用する組合員の名簿(ただし、出資の有無を明らかにしたものに限ります。)			○
定款			○
定款変更認可書(写し)			○
決算報告書			○
定款に定める事業の活動状況が確認できる書類(契約書等の写し)			○
事業免許証(写し)、運行経路、回数、停留所等を明らかにした書類 ※3		○	○
その他窓口会社が必要と認める書類	○	○	○

表中の「組合」とは、「事業協同組合」をいいます。

※1 保証書によって支払の保証をされる場合は、保証書の提出時にあわせてご提出ください。保証金の預託によって保証をされる場合は、提出の必要はありません。

※2 電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項（車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等）を提出して下さい。

※3 路線バス事業者でない場合は、提出の必要はありません。

記入上の注意

別記様式1(その1)

ETCコーポレートカード利用申込書

高速道路株式会社
長 殿

私は、ETCコーポレートカード利用約款、ETC利用規程、ETCコーポレートカードの利用に係るプライバシーポリシー及び貴社が定める特約の全てを承諾するとともに、ETCコーポレートカード利用案内書を了知のうえ、ETCコーポレートカードの利用を申し込みます。

①申込年月日	年 月 日	
②お ところ	(ふりがな)	
	〒	
③お 名 前	(ふりがな)	
	印	
④電 話 番 号		
⑤ETCコーポレートカード申込枚数		枚
⑥高速国道等のご利用見込月額		円
カード ⑦本四高速のご利用見込月額		円
⑧首都高速のご利用見込月額		円
管理者の ⑨阪神高速のご利用見込月額		円
道 路 ⑩公社道路のご利用見込月額		円
⑪合計額 (=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		円
⑫私は貴社が定める「ETCコーポレートカード利用約款」につきまして、 ☐ 承諾いたします。 ☐ 承諾いたしません。		

カードの申込枚数は、届け出る車両の台数に等しくなります。

各道路ごとに見込額をご記入ください。
(⑦～⑩について、利用見込みが無い場合は0円とご記入ください。)

利用約款をご承諾いただけない場合には、利用申込みを受け付けることはできません。

(注)③…法人でお申込みの場合は、法人名及び代表者名を記入して下さい。

⑥⑦⑧⑨⑩…各道路の利用実績が把握できる方は、それぞれのご利用最高月額をご記入下さい。

⑫…いずれかの□に✓(チェック)を入れてご回答下さい。なお、承諾なき場合は、利用申込を受け付けることはできませんので、ご了承下さい。

記入上の注意

別記様式1(その2)

連帯保証人（銀行等）の法人名、代表者名、及びお問合せのできる窓口機関の電話番号をご記入ください。

お申込みの際に車載器をご用意できない場合、三会社は車載器以外の申込み要件を満たしていることを確認し、お客様が直ちに車載器をセットアップすることを確約された場合に利用申込を受け付けます。
なお、届け出る全ての車両に車載器がセットアップされている場合は、記入不要です。

ETCコーポレートカード利用申込書					
お 名 前					印
⑬ 請 求 書 送 付 先	(フリガナ) (フリガナ) (ご担当者名) TEL ()				
⑭ ETCコーポレート カード管理担 当者のお名前	(フリガナ) TEL ()	⑮ 支払担当者 のお名前	(フリガナ) TEL ()		
⑯ 保証の方法	1 ☐ 保証書 2 ☐ 保証金 連帯保証人(銀行等名) ※取扱支店等名もご記入下さい。 TEL ()				
⑰ 車載器管理 番号の届出	利用約款第3条第3項第2号ただし書きに該当する場合は、別記様式1（その4）に定める「車載器管理番号」欄は記入せず、次のいずれかの□に✓（チェック）を入れてご回答下さい。 「私は利用約款第4条第2項第1号に定めるとおり、貴社からの利用申込みの受付結果の通知を確認した後、直ちに車載器を取得し、届け出た車両にセットアップすることについて、」 ☐ 確約いたします。 ・ ☐ 確約いたしません。				
(注) ⑬…②③④と異なる場合のみ記入して下さい。 ⑭⑮…⑬と異なる場合のみ記入して下さい。 ⑯…いずれかの□に✓（チェック）を入れてご回答下さい。なお、保証書による場合は、「連帯保証人」欄を記入して下さい。					
※窓口会社使用欄（お客様はご記入しないで下さい。）					
台 帳 番 号				交 換 期 限	年 3 月 3 1 日
	受 付	審 査	データ登録	カード作成	
担当者印					
日 付 (年)	/	/	/	/	

記入上の注意

別記様式1(その3)

E T Cコーポレートカード利用申込書 (E T Cコーポレートカードの利用申込みに係る誓約書)

高速道路株式会社

長 殿

私は、貴社発行のE T Cコーポレートカードの利用申込みにあたり、以下のとおり誓約いたします。

- 一、利用申込書及び添付書類に虚偽はないこと。
- 一、「E T Cコーポレートカード利用約款」に違反する行為は行わないこと。
- 一、E T Cコーポレートカード利用者に対して、「E T Cコーポレートカード利用約款」の内容を周知徹底し、当該約款に違反する行為を行わないよう適切に指導すること。
- 一、上記事項について、貴社から説明を求められた場合には、誠実に回答すること。
また、カード利用者（事業協同組合の場合は、組合員）から請求内容及び割引内容について説明を求められた場合には、誠実に回答すること。

誓約内容をよくお読みの上、ご誓約いただける場合に記名、押印してご提出ください。

なお、提出が無い場合は、利用申込みを受け付けることができませんので、ご了承ください。

年 月 日

ご住所

お名前

印

◆申込者内容

入力項目	項	桁数	説明
区分(前)	1-①	全角3桁又は空白	(株)(有)などの会社の種類の略称を入力して下さい。 例)「株式会社〇×運輸」の場合→当該欄に(株)を入力。
お名前 (*注1)	1-②	全角20桁まで	お名前を入力して下さい。このお名前がカード上に表示されることとなります。また、個人の方又は略称がない場合などは、区分(前)及び(後)は空白として下さい。
区分(後)	1-③	全角3桁又は空白	(株)(有)などの会社の種類の略称を入力して下さい。 例)「〇×運輸株式会社」の場合→当該欄に(株)を入力。
お名前(ふりがな)	1-④	全角40桁まで	上記「お名前」の読みをひらがなで入力して下さい。 また、区分(前)及び(後)に入力する読みは含めないで下さい。
郵便番号	1-⑤	半角7桁	ハイフン「-」を含まずに入力して下さい。
おところ(都道府県)	1-⑥	全角4桁まで	都道府県を入力して下さい。
おところ(市区町村等) (*注1)	1-⑦	全角26桁まで	市区町村、丁目、番地などを入力して下さい。 また、丁目、番地などは「-」を利用しての入力でお願いします。 例)4丁目5番3号→4-5-3
おところ(ビル名称等) (*注1)	1-⑧	全角15桁まで 又は空白	ビル名、マンション名等を入力して下さい。
電話番号	1-⑨	半角10桁又は11桁	ハイフン「-」を含まずに入力して下さい。
申込カード枚数	1-⑩	半角5桁まで	お申込みいただくカードの枚数の総計を入力して下さい。 (申込車両の総台数に等しい数になります。)

◆車両情報

入力項目	項	桁数	説明
車両番号	2-①	全角4桁まで	陸運支局名を入力して下さい。【品川、横浜 等】 特殊ナンバー(外務省交付、防衛庁交付)につきましては、以下のようにお願いします。 外務省交付:「外」「〇外」「領」「代」 防衛庁交付:「自」
	2-②	半角3桁まで	車種分類番号を入力して下さい。【22、300、500 等】 特殊ナンバーにつきましては、以下のようにお願いします。 外務省交付:5桁ナンバーの場合は、頭1桁を入力。その他の場合は 空白。 防衛庁交付:最初の2桁の番号を入力。
	2-③	全角1桁	用途コードを入力して下さい。【ひらがな】 駐留軍車両などの場合は、アルファベットを利用して下さい。 特殊ナンバーにつきましては、空白でお願いします。
	2-④	半角4桁まで	ナンバープレート4桁を入力して下さい。(4桁未満の番号は左詰でお願いします。) 外務省交付5桁ナンバーの場合は、下4桁を入力して下さい。
車載器管理番号	2-⑤	半角5桁	ETC車載器セットアップ証明書記載の車載器管理番号を5桁・8桁・6桁の区切りごとに入力して下さい。
	2-⑥	半角8桁	
	2-⑦	半角6桁	
備考	2-⑧	半角1桁	通常、記入いただく必要はありません

は、必須入力項目となります。

*注1)

利用できる文字は、非漢字(英数字、記号、ひらがな等)・JIS第一水準漢字・JIS第二水準漢字のみとなっています。
NEC特殊文字(株、①、Ⅱ等)、IBM拡張文字(崎、高等)、外字は利用できませんので、ご了承下さい。

※ 電子媒体によるご提出の場合の入力方法をご説明しています。

紙媒体によるご提出の場合の記入方法についても、これに準じてご記入ください。

◆申込書内欄(お名前・おとこる等)		
区分(前)		1-10
組合の名称	〇×工業	1-10
区分(後)	(組)	1-10
組合の名称(ふりがな)	まるはつこうぎょう	1-10
郵便番号	1110000	1-10
組合の所在地(都道府県)	東京都	1-10
組合の所在地(市町村等)	品川区〇〇10-10	1-10
組合の所在地(ビル名等)	××ビル7階	1-10
電話番号	0300001777	1-10
ふがード稼数	7	1-10

記入例

◆組合員内訳(組合員の名前・所在地等)/申込要否										
組合員情報										
組合員番号	区分(市)	組合員の名前	区分(役)	組合員の名前(ふりがな)	登録番号	組合員の所在地(市町村等)	組合員の所在地(市町村等)	電話番号	組合員別申込枚数	申込要否
00000									2	要否管理番号 0000001 000001 0000002 000002
000001	(株)	〇〇運輸		まるまるうんゆ	1111111	東京都	豊田区〇〇〇〇〇〇1-5	0311111111	3	0000001 000001 0000002 000002
000002		△△交通	(有)	さんかくさんかくつうん	2222222	神奈川県	川崎市△△△△5-5	044884444	2	0000001 000001 0000002 000002
2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9	2-10	2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16 2-17 2-18
事業協同組合として(事務局)の車両登録の場合は、 「組合員番号」項目に、半角5桁で「00000」を入力して下さい。 「組合員別申込枚数」項目には、申込枚数を入力して下さい。										

入力方法のご説明

(ETCコーポレートカード利用申込書:事業協同組合用)

◆申込者内容

入力項目	項	桁数	説明
区分(前)	1-①	全角3桁又は空白	(協)などの事業協同組合の略称を入力して下さい。 例)「協同組合〇×」の場合→当該欄に(協)を入力。
組合の名称 (*注1)	1-②	全角20桁まで	事業協同組合の名称を入力して下さい。この名称がカード上に表示されることになります。
区分(後)	1-③	全角3桁又は空白	(協)などの事業協同組合の略称を入力して下さい。 例)「〇×協同組合」の場合→当該欄に(協)を入力。
組合の名称(ふりがな)	1-④	全角40桁まで	上記「組合の名称」の読みをひらがなで入力して下さい。 また、区分(前)及び(後)に入力する読みは含めないで下さい。
郵便番号	1-⑤	半角7桁	ハイフン「-」を含まずに入力して下さい。
組合の所在地(都道府県)	1-⑥	全角4桁まで	都道府県を入力して下さい。
組合の所在地(市区町村等) (*注1)	1-⑦	全角26桁まで	市区町村、丁目、番地などを入力して下さい。 また、丁目、番地などは「-」を利用しての入力でお願いします。 例)4丁目5番3号→4-5-3
組合の所在地(ビル名称等) (*注1)	1-⑧	全角15桁まで 又は空白	ビル名、マンション名等を入力して下さい。
電話番号	1-⑨	半角10桁又は11桁	ハイフン「-」を含まずに入力して下さい。
申込カード枚数	1-⑩	半角5桁まで	お申込みいただくカードの枚数の総計を入力して下さい。 (全組合員の申込車両の合計台数に等しい数になります。)

◆組合員情報

入力項目	項	桁数	説明
組合員番号	2-①	半角5桁	組合員情報を管理されている番号、または一連番号を入力して下さい。
区分(前)	2-②	全角3桁又は空白	(株)(有)などの組合員である会社の種類の略称を入力して下さい。 例)「株式会社〇×運輸」の場合→当該欄に(株)を入力。
組合員の名称 (*注1)	2-③	全角20桁まで	お名前を入力して下さい。このお名前がカード上に表示されることになります。また、個人の方又は略称がない場合などは、区分(前)及び(後)は空白として下さい。
区分(後)	2-④	全角3桁又は空白	(株)(有)などの組合員である会社の種類の略称を入力して下さい。 例)「〇×運輸株式会社」の場合→当該欄に(株)を入力。
組合員の名称(ふりがな)	2-⑤	全角40桁まで	上記「組合員の名称」の読みをひらがなで入力して下さい。 また、区分(前)及び(後)に入力する読みは含めないで下さい。
郵便番号	2-⑥	半角7桁	ハイフン「-」を含まずに入力して下さい。
組合員の所在地(都道府県)	2-⑦	全角4桁まで	都道府県を入力して下さい。
組合員の所在地(市区町村等) (*注1)	2-⑧	全角26桁まで	市区町村、丁目、番地などを入力して下さい。 また、丁目、番地などは「-」を利用しての入力でお願いします。 例)4丁目5番3号→4-5-3
組合員の所在地(ビル名称等)	2-⑨	全角15桁まで 又は空白	ビル名、マンション名等を入力して下さい。
電話番号	2-⑩	半角10桁又は11桁	ハイフン「-」を含まずに入力して下さい。
申込カード枚数	2-⑪	半角5桁まで	組合員別の申込車両の合計台数を入力して下さい。

◆車両情報

入力項目	項	桁数	説明
車両番号	3-①	全角4桁まで	陸運支局名を入力して下さい。【品川、横浜 等】
	3-②	半角3桁まで	車種分類番号を入力して下さい。【22、300、500 等】
	3-③	全角1桁	用途コードを入力して下さい。【ひらがな】
	3-④	半角4桁まで	ナンバープレート4桁を入力して下さい。(4桁未満の番号は左詰でお願いします。)
車載器管理番号	3-⑤	半角5桁	ETC車載器セットアップ証明書記載の車載器管理番号を5桁・8桁・6桁の区切りごとに入力して下さい。
	3-⑥	半角8桁	
	3-⑦	半角6桁	
備考	3-⑧	半角1桁	通常、記入いただく必要はありません。

は、必須入力項目となります。

*注1)

利用できる文字は、非漢字(英数字、記号、ひらがな等)・JIS第一水準漢字・JIS第二水準漢字のみとなっています。
NEC特殊文字(株、①、Ⅱ等)、IBM拡張文字(崎、高等)、外字は利用できませんので、ご了承下さい。

※ 電子媒体によるご提出の場合の入力方法をご説明しています。

紙媒体によるご提出の場合の記入方法についても、これに準じてご記入ください。

(参考2)保証書の記載方法

記入上の注意

別記様式2

200円の収入印紙を貼し、必ず割印を押印してください。

利用約款に定める保証額以上の額をご記入ください。
(カード利用開始後のご利用額が増加した場合は、それに伴い保証額を増額していただく必要がありますので、予め将来のご利用を見込まれたうえ保証額をお決めください。)

申込者名を記入してください。

三会社が指定させて頂いた日となります。

取扱窓口への書類提出予定日をご記入ください。
(保証期間開始日)

発行年月日をご記入ください。

連帯保証人(銀行等)の住所、法人名、代表者氏名をご記入ください。

お問合せのできる窓口機関の電話番号をご記入ください。

連帯保証人(銀行等)に提出いただく印鑑証明と同じ印鑑を押印してください。

後納料金等支払保証書	
保証額	金
(被保証人のお名前)	様 の 年 月 日 から
年3月31日までの後納料金等(この期間中にETCコーポレートカードを利用して通行する東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及びカード取扱道路管理者の管理する道路の通行料金、取扱手数料及び再発行手数料)の支払いに	
ては、被保証人に対するETCコーポレートカード契約者資格の取消し等の措置いかに	
かかわらず、上記の額を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路	
会社及びカード取扱道路管理者の債権に対する限度として連帯保証の責に任じます。	
た、後納料金等の支払いが延滞することにより生ずる延滞金及び督促手数料の支払いにつ	
いては、上記の保証額にかかわらず、連帯保証の責に任じます。	
お、○日本高速道路株式会社が、以下の行為を行うことについて承諾します。	
自らの債権額の支払を請求し、かつ、その弁済金を受領すること	
○日本高速道路株式会社、○日本高速道路株式会社及びカード取扱道路管理者を代理して、	
当該○日本高速道路株式会社、○日本高速道路株式会社及びカード取扱道路管理者の債権額	
の支払を請求し、かつ、その弁済金を受領すること	
一、弁済金の充当を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式	
会社及びカード取扱道路管理者が任意に行うこと	
発行日	年 月 日
(連帯保証人)	
住 所	
法 人 名	
代表者氏名	
取扱支店等名	
TEL	()

収入印紙
を貼付し
て下さい

印

2. 割引の内容

(1) 対象道路

- 三会社が管理する全ての高速自動車国道
- 三会社が管理する一般有料道路のうち、大口・多頻度割引の対象としている道路が対象となります(詳細は61頁を参照。)

(2) 割引内容

※ 大口・多頻度割引には、「高速国道の大口・多頻度割引」と「一般有料道路の大口・多頻度割引」があり、別々に計算されます。

① 高速国道の大口・多頻度割引

割引は、契約者が登録した全ての車両の1ヶ月のETCコーポレートカードによる「高速国道のご利用額(※)」の合計に、i)「車両単位割引」とii)「契約単位割引」の2種類の割引を組み合わせて行います。

i) 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額に対し、次表の割引率を適用いたします。

表 車両単位割引の割引率

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※ ()内は、ETC2.0を使用する事業用車両(注)に限り適用される割引率です。

(令和9年(2027年)3月末まで)

(注)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

ii) 契約単位割引

契約者の1ヶ月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の

自動車1台当たりの1ヶ月の高速国道の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1ヶ月の高速国道のご利用額の合計に対し、10%の割引を行います。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大 100km 相当分は、大口・多頻度割引の対象になりません。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1～4 回の場合にも、地方部最大 100km 相当分は大口・多頻度割引の対象外となりますのでご注意ください。

(※)「高速国道のご利用額」の定義

高速国道のご利用額とは、次の要件のいずれも満たした高速国道の利用を行われた場合のご利用額をいいます。

要件1:ETCコーポレートカード上に表示された車両番号を有する車両において
ご利用いただいたとき

要件2:ETC利用規程を遵守しETCシステムをご利用いただいたとき

② 一般有料道路の大口・多頻度割引

割引は、契約者が登録した全ての車両の1ヶ月のETCコーポレートカードによる「割引対象一般有料道路(※1)のご利用額(※2)」の合計に、i)「車両単位割引」とii)「契約単位割引」の2種類の割引を組み合わせて行います。(ただし、伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)はi)車両単位割引のみ適用となります)

i)車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額に対し、表1及び表2の割引率を適用いたします。

表1 車両単位割引の割引率

自動車1台ごとの1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額 ※伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)利用分は除く	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※ ()内は、ETC2.0を使用する事業用車両(注)に限り適用される割引率です。

(令和9年(2027年)3月末まで)

(注)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

表2 車両単位割引の割引率

自動車1台ごとの1ヶ月の伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)のご利用額	割引率
5千円を超え、2万円までの部分	6.9%(11.9%)
2万円を超える部分	13.8%(18.8%)

※()内は、名古屋高速道路の都心環状線と連続して通行しない場合に適用される割引率です。

ii) 契約単位割引

契約者の1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額の計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1ヶ月の割引対象一般有料道路の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計に対し、5%の割引を行います。

※割引対象一般有料道路に伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)は含みません。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大 100km 相当分は、大口・多頻度割引の対象になりません。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1～4 回の場合にも、地方部最大 100km 相当分は大口・多頻度割引の対象外となりますのでご注意ください。

(※1)「割引対象一般有料道路」の範囲

割引対象一般有料道路とは、三会社が管理する一般有料道路のうち、大口・多頻度割引の対象としている道路を指します。

(※2)「割引対象一般有料道路のご利用額」の定義

割引対象一般有料道路のご利用額とは、次の要件のいずれも満たした割引対象一般有料道路の利用を行われた場合のご利用額をいいます。

要件1:ETCコーポレートカード上に表示された車両番号を有する車両において
ご利用いただいたとき

要件2:ETC利用規程を遵守しETCシステムをご利用いただいたとき

(3) 割引額の計算方法

① 高速国道の大口・多頻度割引額

i) 高速国道の大口・多頻度割引額簡便計算式

高速国道の大口・多頻度割引の割引額は、以下の簡便計算式で算出できます。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象額は、大口・多頻度割引の適用対象外となります。

表 車両単位割引の簡便計算式

(ETC2.0 を使用する事業用車両)

車両1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額(X)	計 算 式
5千円までの場合	—
5千円を超え 1万円までの場合	$0.20X - 1,000$ 円
1万円を超え 3万円までの場合	$0.30X - 2,000$ 円
3万円を超える場合	$0.40X - 5,000$ 円

※ ETC2.0 を使用する事業用車両に適用される割引率に基づく計算式です。

(端数処理: 1円未満切り捨て)

表 車両単位割引の簡便計算式

(従来 ETC 搭載車両及び事業用車両以外の ETC2.0 搭載車両)

車両1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額(X)	計 算 式
5千円までの場合	—
5千円を超え 1万円までの場合	$0.10X - 500$ 円
1万円を超え 3万円までの場合	$0.20X - 1,500$ 円
3万円を超える場合	$0.30X - 4,500$ 円

※ 従来 ETC 搭載車両及び事業用車両以外の ETC2.0 搭載車両に適用される割引率に基づく計算式です。

(端数処理: 1円未満切り捨て)

表 契約単位割引の簡便計算式

1ヶ月の高速国道のご利用額の合計(Y)	計算式
契約者の1ヶ月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1ヶ月の高速国道の平均利用額が3万円を超える場合	$0.10Y$ 円

ii) 高速国道の大口・多頻度割引額の計算例

以下は、100枚のカードの貸与を受けているA社が、月総額600万円の高速国道のご利用を頂いた場合の割引額の計算例です。

割引計算時における端数処理等の考え方を示したものであり、実際の請求書の様式とは異なります。

【車両単位割引】

カード番号	利用額(円)	割引額(円)
100-001	15,350	2,605
100-002	4,440	0
100-003	8,530	706
100-004	34,820	8,928
100-005	63,510	20,404
Σ	Σ	Σ
Σ	Σ	Σ
100-098	81,260	27,504
100-099	102,970	36,188
100-100	136,000	49,400
合計	6,000,000	<u>900,000</u>

ポイント1

ポイント2

ポイント3

(ポイント1) 深夜割引、休日割引等の適用を受けている場合は、
割引後の金額が利用額となります。

(ポイント2) カード1枚ごとに割引額を計算する際、
割引額の1円未満の端数は切り捨てします。

(ポイント3) 車両単位割引の合計額は、
カード1枚ごとの端数処理後の割引額を合計した額となります。

【契約単位割引】

利用総額(円)	カード発行枚数(枚)	カード1枚当たり 平均利用額(円)	
6,000,000	100	60,000	>30,000



ポイント4



ポイント5



ポイント6

(ポイント4) 割引停止処分を受けているカードの利用額は、
契約単位割引の対象額に含みません。

(ポイント5) 当該月に貸与している最大のカード枚数が対象であり、
次のカードも含みます。

- ① 当該月の途中において紛失、返却したカード
- ② 当該月に利用実績の無いカード
- ③ 割引停止及び利用停止の処分を受けているカード

※ 当該月に再発行されたカード及び再発行仮カードは含みません。

(ポイント6) 1ヶ月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、カード1枚当たりの1ヶ月の平均利用額が3万円を超えているので、契約単位の割引があります。

契約単位の割引額

$$6,000,000円 \times 10\% = \underline{600,000円}$$

なお、契約単位の割引額の端数がある場合は、1円未満を切り捨てします。

<A社の高速国道割引額合計>

$$\underline{900,000円 + 600,000円 = 1,500,000円}$$

(参考1) 高速国道の大口・多頻度割引早見表(ETC2.0を使用する事業用車両)

割引早見表は以下のとおりです。

【車両単位割引】

利用額/枚	単位割引額	割引率
0	0	0.0%
10,000	1,000	10.0%
20,000	4,000	20.0%
30,000	7,000	23.3%
40,000	11,000	27.5%
50,000	15,000	30.0%
60,000	19,000	31.7%
70,000	23,000	32.9%
80,000	27,000	33.8%
90,000	31,000	34.4%
100,000	35,000	35.0%
110,000	39,000	35.5%
120,000	43,000	35.8%
130,000	47,000	36.2%
140,000	51,000	36.4%
150,000	55,000	36.7%
160,000	59,000	36.9%
170,000	63,000	37.1%
180,000	67,000	37.2%
190,000	71,000	37.4%
200,000	75,000	37.5%
210,000	79,000	37.6%
220,000	83,000	37.7%
230,000	87,000	37.8%
240,000	91,000	37.9%
250,000	95,000	38.0%
260,000	99,000	38.1%
270,000	103,000	38.1%
280,000	107,000	38.2%
290,000	111,000	38.3%
300,000	115,000	38.3%
400,000	155,000	38.8%
500,000	195,000	39.0%
1,000,000	395,000	39.5%

【契約単位割引】

利用額	平均利用額/枚	割引額	割引率
5,000,000	30,000 超	0	0.0%
10,000,000	30,000 超	1,000,000	10.0%
20,000,000	30,000 超	2,000,000	10.0%
30,000,000	30,000 超	3,000,000	10.0%
40,000,000	30,000 超	4,000,000	10.0%
50,000,000	30,000 超	5,000,000	10.0%
60,000,000	30,000 超	6,000,000	10.0%
70,000,000	30,000 超	7,000,000	10.0%
80,000,000	30,000 超	8,000,000	10.0%
90,000,000	30,000 超	9,000,000	10.0%
100,000,000	30,000 超	10,000,000	10.0%
200,000,000	30,000 超	20,000,000	10.0%
300,000,000	30,000 超	30,000,000	10.0%
400,000,000	30,000 超	40,000,000	10.0%
500,000,000	30,000 超	50,000,000	10.0%
600,000,000	30,000 超	60,000,000	10.0%
700,000,000	30,000 超	70,000,000	10.0%
800,000,000	30,000 超	80,000,000	10.0%
900,000,000	30,000 超	90,000,000	10.0%
1,000,000,000	30,000 超	100,000,000	10.0%

(参考1) 高速国道の大口・多頻度割引早見表

(従来 ETC 搭載車両及び事業用車両以外の ETC2.0 搭載車両)

割引早見表は以下のとおりです。

【車両単位割引】

利用額/枚	単位割引額	割引率
0	0	0.00%
10,000	500	5.00%
20,000	2,500	12.50%
30,000	4,500	15.00%
40,000	7,500	18.75%
50,000	10,500	21.00%
60,000	13,500	22.50%
70,000	16,500	23.57%
80,000	19,500	24.38%
90,000	22,500	25.00%
100,000	25,500	25.50%
110,000	28,500	25.91%
120,000	31,500	26.25%
130,000	34,500	26.54%
140,000	37,500	26.79%
150,000	40,500	27.00%
160,000	43,500	27.19%
170,000	46,500	27.35%
180,000	49,500	27.50%
190,000	52,500	27.63%
200,000	55,500	27.75%
210,000	58,500	27.86%
220,000	61,500	27.95%
230,000	64,500	28.04%
240,000	67,500	28.13%
250,000	70,500	28.20%
260,000	73,500	28.27%
270,000	76,500	28.33%
280,000	79,500	28.39%
290,000	82,500	28.45%
300,000	85,500	28.50%
400,000	115,500	28.88%
500,000	145,500	29.10%
1,000,000	295,500	29.55%

【契約単位割引】

利用額	平均利用額/枚	割引額	割引率
5,000,000	30,000 超	0	0.0%
10,000,000	30,000 超	1,000,000	10.0%
20,000,000	30,000 超	2,000,000	10.0%
30,000,000	30,000 超	3,000,000	10.0%
40,000,000	30,000 超	4,000,000	10.0%
50,000,000	30,000 超	5,000,000	10.0%
60,000,000	30,000 超	6,000,000	10.0%
70,000,000	30,000 超	7,000,000	10.0%
80,000,000	30,000 超	8,000,000	10.0%
90,000,000	30,000 超	9,000,000	10.0%
100,000,000	30,000 超	10,000,000	10.0%
200,000,000	30,000 超	20,000,000	10.0%
300,000,000	30,000 超	30,000,000	10.0%
400,000,000	30,000 超	40,000,000	10.0%
500,000,000	30,000 超	50,000,000	10.0%
600,000,000	30,000 超	60,000,000	10.0%
700,000,000	30,000 超	70,000,000	10.0%
800,000,000	30,000 超	80,000,000	10.0%
900,000,000	30,000 超	90,000,000	10.0%
1,000,000,000	30,000 超	100,000,000	10.0%

② 一般有料道路の大口・多頻度割引額

i) 一般有料道路の大口・多頻度割引額簡便計算式

一般有料道路の大口・多頻度割引の割引額は、以下の簡便計算式で算出できます。

※ 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象額は、大口・多頻度割引の適用対象外となります。

表 車両単位割引の簡便計算式

(ETC2.0 を使用する事業用車両)

車両1台ごとの1ヶ月の 割引対象一般有料道路のご利用額(X) ※伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)利用分は除く	計 算 式
5千円までの場合	—
5千円を超え 1万円までの場合	$0.20X - 1,000$ 円
1万円を超え 3万円までの場合	$0.30X - 2,000$ 円
3万円を超える場合	$0.40X - 5,000$ 円

※ ETC2.0 を使用する事業用車両に適用される割引率に基づく計算式です。

(端数処理:1円未満切り捨て)

表 車両単位割引の簡便計算式

(従来 ETC 搭載車両及び事業用車両以外の ETC2.0 搭載車両)

車両1台ごとの1ヶ月の 割引対象一般有料道路のご利用額(X) ※伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)利用分は除く	計 算 式
5千円までの場合	—
5千円を超え 1万円までの場合	$0.10X - 500$ 円
1万円を超え 3万円までの場合	$0.20X - 1,500$ 円
3万円を超える場合	$0.30X - 4,500$ 円

※ 従来 ETC 搭載車両及び事業用車両以外の ETC2.0 搭載車両に適用される割引率に基づく計算式です。

(端数処理:1円未満切り捨て)

表 車両単位割引の簡便計算式

(伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)/名古屋高速道路都心環状線と連続通行なし)

車両1台ごとの1ヶ月の 伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)のご利用 額(X)	計 算 式
5千円までの場合	—
5千円を超え 2万円までの場合	$0.119X - 595$ 円
2万円を超える場合	$0.188X - 1,975$ 円

(端数処理:1円未満切り捨て)

表 車両単位割引の簡便計算式

(伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)/名古屋高速道路都心環状線と連続通行あり)

車両1台ごとの1ヶ月の 伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)のご利用 額(X)	計 算 式
5千円までの場合	—
5千円を超え 2万円までの場合	$0.069X - 345$ 円
2万円を超える場合	$0.138X - 1,725$ 円

(端数処理:1円未満切り捨て)

表 契約単位割引の簡便計算式

1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計(Y)	計 算 式
契約者の1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用 額の合計が500万円を超え、かつ、 契約者の自動車1台当たりの1ヶ月の割引対象一般 有料道路の平均利用額が3万円を超える場合	$0.05Y$ 円

(端数処理:1円未満切り捨て)

※契約者単位割引対象一般有料道路に伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)は
含みません

ii) 一般有料道路の大口・多頻度割引額の計算例

以下は、100枚のカードの貸与を受けているB社が、月総額600万円の割引対象一般有料道路のご利用を頂いた場合の割引額の計算例です。

割引計算時における端数処理等の考え方を示したものであり、実際の請求書の様式とは異なります。

※計算例上、伊勢湾岸自動車道（東海JCT～飛島JCT）の利用は含まないものとします。

【車両単位割引】

カード番号	利用額(円)	割引額(円)
100-001	15,350	2,605
100-002	4,440	0
100-003	8,530	706
100-004	34,820	8,928
100-005	63,510	20,404
Σ	Σ	Σ
Σ	Σ	Σ
100-098	81,260	27,504
100-099	102,970	36,188
100-100	136,000	49,400
合計	6,000,000	<u>900,000</u>

ポイント1

ポイント2

(ポイント1) カード1枚ごとに割引額を計算する際、
割引額の1円未満の端数は切り捨てします。

(ポイント2) 車両単位割引の合計額は、
カード1枚ごとの端数処理後の割引額を合計した額となります。

【契約単位割引】

利用総額(円)	カード発行枚数(枚)	カード1枚当たり 平均利用額(円)	
6,000,000	100	60,000	>30,000



ポイント3



ポイント4



ポイント5

(ポイント3) 割引停止処分を受けているカードの利用額は、
契約単位割引の対象額に含みません。

(ポイント4) 当該月に貸与している最大のカード枚数が対象であり、
次のカードも含みます。

- ① 当該月の途中において紛失、返却したカード
- ② 当該月に利用実績の無いカード
- ③ 割引停止及び利用停止の処分を受けているカード

※ 当該月に再発行されたカード及び再発行仮カードは含みません。

(ポイント5) 1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計が500万円を超え、
かつ、カード1枚当たりの1ヶ月の平均利用額が3万円を超えているので、
契約単位の割引があります。

契約単位の割引額

$$6,000,000円 \times 5\% = 300,000円$$

なお、契約単位の割引額の端数がある場合は、1円未満を切り捨てします。

<B社の一般有料道路割引額合計>

$$900,000円 + 300,000円 = 1,200,000円$$

※契約者単位割引対象一般有料道路に伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)は含み
ません

(参考2)一般有料道路の大口・多頻度割引早見表(ETC2.0を使用する事業用車両)

割引早見表は以下のとおりです。

【車両単位割引】

利用額/枚	単位割引額	割引率
0	0	0.0%
10,000	1,000	10.0%
20,000	4,000	20.0%
30,000	7,000	23.3%
40,000	11,000	27.5%
50,000	15,000	30.0%
60,000	19,000	31.7%
70,000	23,000	32.9%
80,000	27,000	33.8%
90,000	31,000	34.4%
100,000	35,000	35.0%
110,000	39,000	35.5%
120,000	43,000	35.8%
130,000	47,000	36.2%
140,000	51,000	36.4%
150,000	55,000	36.7%
160,000	59,000	36.9%
170,000	63,000	37.1%
180,000	67,000	37.2%
190,000	71,000	37.4%
200,000	75,000	37.5%
210,000	79,000	37.6%
220,000	83,000	37.7%
230,000	87,000	37.8%
240,000	91,000	37.9%
250,000	95,000	38.0%
260,000	99,000	38.1%
270,000	103,000	38.1%
280,000	107,000	38.2%
290,000	111,000	38.3%
300,000	115,000	38.3%
400,000	155,000	38.8%
500,000	195,000	39.0%
1,000,000	395,000	39.5%

【契約単位割引】

利用額	平均利用額/枚	割引額	割引率
5,000,000	30,000 超	0	0.0%
10,000,000	30,000 超	500,000	5.0%
20,000,000	30,000 超	1,000,000	5.0%
30,000,000	30,000 超	1,500,000	5.0%
40,000,000	30,000 超	2,000,000	5.0%
50,000,000	30,000 超	2,500,000	5.0%
60,000,000	30,000 超	3,000,000	5.0%
70,000,000	30,000 超	3,500,000	5.0%
80,000,000	30,000 超	4,000,000	5.0%
90,000,000	30,000 超	4,500,000	5.0%
100,000,000	30,000 超	5,000,000	5.0%
200,000,000	30,000 超	10,000,000	5.0%
300,000,000	30,000 超	15,000,000	5.0%
400,000,000	30,000 超	20,000,000	5.0%
500,000,000	30,000 超	25,000,000	5.0%
600,000,000	30,000 超	30,000,000	5.0%
700,000,000	30,000 超	35,000,000	5.0%
800,000,000	30,000 超	40,000,000	5.0%
900,000,000	30,000 超	45,000,000	5.0%
1,000,000,000	30,000 超	50,000,000	5.0%

(参考2)一般有料道路の大口・多頻度割引早見表

(従来 ETC 搭載車両及び事業用車両以外の ETC2.0 搭載車両)

割引早見表は以下のとおりです。

【車両単位割引】

利用額/枚	単位割引額	割引率
0	0	0.00%
10,000	500	5.00%
20,000	2,500	12.50%
30,000	4,500	15.00%
40,000	7,500	18.75%
50,000	10,500	21.00%
60,000	13,500	22.50%
70,000	16,500	23.57%
80,000	19,500	24.38%
90,000	22,500	25.00%
100,000	25,500	25.50%
110,000	28,500	25.91%
120,000	31,500	26.25%
130,000	34,500	26.54%
140,000	37,500	26.79%
150,000	40,500	27.00%
160,000	43,500	27.19%
170,000	46,500	27.35%
180,000	49,500	27.50%
190,000	52,500	27.63%
200,000	55,500	27.75%
210,000	58,500	27.86%
220,000	61,500	27.95%
230,000	64,500	28.04%
240,000	67,500	28.13%
250,000	70,500	28.20%
260,000	73,500	28.27%
270,000	76,500	28.33%
280,000	79,500	28.39%
290,000	82,500	28.45%
300,000	85,500	28.50%
400,000	115,500	28.88%
500,000	145,500	29.10%
1,000,000	295,500	29.55%

【契約単位割引】

利用額	平均利用額/枚	割引額	割引率
5,000,000	30,000 超	0	0.0%
10,000,000	30,000 超	500,000	5.0%
20,000,000	30,000 超	1,000,000	5.0%
30,000,000	30,000 超	1,500,000	5.0%
40,000,000	30,000 超	2,000,000	5.0%
50,000,000	30,000 超	2,500,000	5.0%
60,000,000	30,000 超	3,000,000	5.0%
70,000,000	30,000 超	3,500,000	5.0%
80,000,000	30,000 超	4,000,000	5.0%
90,000,000	30,000 超	4,500,000	5.0%
100,000,000	30,000 超	5,000,000	5.0%
200,000,000	30,000 超	10,000,000	5.0%
300,000,000	30,000 超	15,000,000	5.0%
400,000,000	30,000 超	20,000,000	5.0%
500,000,000	30,000 超	25,000,000	5.0%
600,000,000	30,000 超	30,000,000	5.0%
700,000,000	30,000 超	35,000,000	5.0%
800,000,000	30,000 超	40,000,000	5.0%
900,000,000	30,000 超	45,000,000	5.0%
1,000,000,000	30,000 超	50,000,000	5.0%

3. お支払い方法

窓口会社は、請求書(39頁参照)により三会社ご利用分の後納料金(取扱手数料、再発行手数料及び公社道路ご利用分の通行料金を含む場合があります。)をご利用の翌月にお客様へ請求しますので、請求書に記載された支払期限までに窓口会社の指定銀行口座に入金が完了するようお振込みください。

請求は、車両単位ではなく、契約者に対して一括して行います。

→ 請求の際にあわせて送付いたします利用明細書の記載例については、40～55頁をご参照ください。

(お振込みに当たってのお願い)

- お振込みに当たっては、期限を厳守してください。また、銀行間の振替手続きの日数を見込まれたうえで余裕をもってお振込みください。
- お振込みの際のお名前は、ETCコーポレートカードの利用申込みをされた方のお名前(契約者名)でお願いします。
- 振込手数料は、お客様の負担でお願いします。

(参考1)後納料金等請求書様式

年 月 日

〒

様

お客様番号

登録番号：

後納料金等請求書

日頃から高速国道等をご利用いただきまして、ありがとうございます。

お客様のETCコーポレートカードご利用に係る 月分の後納料金等について、次のとおりご請求申し上げます。

ご請求額

円

お支払期限

年

月

日

お振込先

上記請求金額には、振込手数料は含まれておりませんので、お差し引きされないようお願い申し上げます。

なお、ご請求の内訳（ご通行明細）は別紙のとおりです。

※ 税率ごとに区分して合計した対価の額、適用税率、消費税額についてはETCコーポレートカード総括表（契約者単位）をご確認ください。

※ お支払いがお支払期限を過ぎますと、カードの利用を停止させて頂くことがありますので、ご注意ください。

お問合せ先

電話番号

内線

(参考2-1)個人・法人の方の利用明細書例

ETCコーポレートカード利用明細書												
令和 00年 00月分												
お客様番号：11****-00**			※課税区分に関する記載のないご利用は、10%課税対象（税込表示）です。									
日	車種	通行区間	割引前料金	ご利用金額	ETC 割引額	通行料金内訳			大口多頻度対象額		割引	備考
						高速	一般	公社	高速	一般		
カード番号【11****-00**-00010】												
1	大型	船橋本線下り		420		0	420	0	0	420		
1	大型	宮野木 → 大栄		2,410					0	0		
2	大型	大栄 → 宮野木		2,410					200	210		
3	大型	木更津金田第一		1,320					0		無（車両不一致）	25
4	大型	木更津金田第一		1,320					0	1,320		
10	大型	木更津金田第一		1,320					0	1,320		25
15	大型	習志野本線 → 潮来		3,890		3,890	0	0	3,890	0		
16	大型	潮来 → 習志野本線	3,890	2,720	1,170	2,720	0	0	2,720	0		4
17	大型	桶川北本 → 河口湖	5,620	5,510	110	2,750	2,760	0	2,750	0		22
19	大型	河口湖 → 仙台南	16,620	16,510	110	13,000	3,510	0	13,000	0		32
20	大型	東部湯の丸 → 東松山		5,560		5,560	0	0	5,560	0		
25	大型	長野 → 上田菅平		1,420		1,420	0	0	1,420	0		
31	大型	木更津金田第一		1,320		0	1,320	0	0	1,320		25
カード計				0		33,740	12,390	0				
取扱手数料				9								
うち大口・多頻度割引対象額						31,540	4,590					他の割引を受けている場合、その割引の種類を表示します。（備考欄表示凡例を参照）
カード番号【11****-00**-00020】												
7	普通	名古屋 → 静岡	4,160	3,400	760	3,400	0	0	1,620	0		
7	普通	静岡 → 御殿場		2,280		2,280	0	0	2,280	0		
7	普通	御殿場 → 名古屋	5,490	4,780	710	4,780	0	0	3,110	0		87
10	普通	名古屋 → 浜松	2,800	1,960	840	1,960	0	0	0	0		87
10	普通	浜松 → 名古屋	2,470	1,730	740	1,730	0	0	10	0		87
14	普通	名古屋 → 吉田	3,230	2,410	820	2,410	0	0	490	0		87
14	普通	掛川 → 吉田		770		770	0	0	770	0		
14	普通	吉田 → 名古屋	3,680	2,890	790	2,890	0	0	1,040	0		87
15	普通	関空連絡橋	1,360	1,360	0	0	1,360	0	0	0		
15	普通	関空橋税（不課税）		100		0	0	100	0	0		
カード計				21,680		20,220	1,360	100				
取扱手数料				629								
うち大口・多頻度割引対象額						9,320	0					不課税・非課税対象の走行がある場合は、不課税・非課税対象額を内訳表示します。
うち不課税・非課税対象額								100				
カード番号【11****-00**-00030】												
20	中型	原木		280		0	280	0	0	280		
20	中型	高井戸 → 八王子	1,170	1,170		1,170	0	0	1,170	0		31
20	中型	八王子* → 高井戸本線*	1,170	1,170		1,170	0	0	1,170	0		31
カード計												
再発行手数料												
うち 大口・多頻度割引対象額												中央道(高井戸～八王子)間を無線通行し、中央道内や都心発着の利用の場合、*が表示されます。（都心通過のご利用など*が表示されない場合があります）
カード番号【11****-00**-00090】												
1	大型	太宰府 → 宮崎	10,300	7,210	3,090	7,210	0	0	7,210	0		4
2	大型	箱崎		1,130		0	0	1,130	0	0		
5	大型	太宰府 → 宮崎	10,300	7,210	3,090	7,210	0	0	0	0	無（車両不一致）	4
カード計				15,550		14,420	0	1,130				
取扱手数料				629								
うち大口・多頻度割引対象額						7,210	0					
カード番号【11****-00**-00092】												
17	大型	福岡 → 宮崎	10,700	7,490	3,210	7,490	0	0	7,490	0		4
18	大型	箱崎		1,130		0	0	1,130	0	0		
19	大型	太宰府 → 宮崎	10,300	7,210	3,090	7,210	0	0	7,210	0		4
カード計				15,830		14,700	0	1,130				
再発行手数料				629								
うち大口・多頻度割引対象額						14,700	0					
表示の通行区間および通行料金等は事実に基づくものではありません。												
※備考欄表示凡例 1:通行止め又は、一時退出による調整 2:工事迂回による調整 4:深夜割引 5:名古屋高速割引 6:名古屋高速路線バス割引 7:休日割引 22:特別区間割引 23:試行割引 25:7777割引 31:ETC通常 32:特別区間割引(平日朝夕走行回数割)対象 35:大阪都心流入割引 41:名古屋都心流入割引 42:伊勢湾岸車両単位割引対象(名古屋高速都心連続利用なし) 43:伊勢湾岸車両単位割引対象(名古屋高速都心連続利用あり) 53:ETC2.0割引 54:ETC2.0割引(平日朝夕走行回数割)対象 67:千葉外環迂回利用割引 69:広島連続利用割引 70:外環道迂回利用割引 86:平日朝夕割引(0%) 87:平日朝夕割引(30%) 88:平日朝夕割引(50%) E1:公社特別割引 E2:公社路線バス割引												
— 1 — ページは通し番号で表示します。												

○利用明細書(法人・個人向け) 項目説明

(法人・個人用)

タイトル等	内 容
年月	カードの利用年月
お客様番号	台帳番号 (お客様が利用しているカードの代表番号)
利用明細書項目	
日	利用日 (※日付が変わる前後の時間に料金所を通過された場合など実際の利用日と異なる場合があります)
車種	利用車種
通行区間	①利用カード番号の表示 ②道路を利用した際の入口、出口のIC名称 (各IC名称は7文字で表示) 均一料金の道路利用の場合は入口又は出口のIC名称 (例: 国立府中)
割引前料金 ^{注1)}	凡例にある割引が適用される前の通行料金を表示
ご利用金額 (*1)	凡例にある割引が適用された場合はその割引後の料金を表示
E T C割引額 ^{注1)}	「割引前料金」から「ご利用金額」を差引いた金額
高速料金 (*2)	通行料金のうち、高速国道利用分の通行料金
一般有料料金 (*3)	通行料金のうち、一般有料道路利用分の通行料金
公社料金 (*4)	通行料金のうち、三公社が管理する以外の道路利用分の通行料金
大口多頻度対象額 (*5)	通行料金のうち、大口・多頻度割引の対象となる額
割引	大口・多頻度割引適用の対象外となった場合、「無」及びその理由を表示 (理由は「車両不一致」、「割引停止」等。表示のないものは割引対象。)
備考	凡例にある割引を適用された場合、その割引種類を番号で表示
利用明細書 (その他)	
カード計	カード単位の各合計額
通行料金	(*1)のカード単位合計額
高速料金	(*2)のカード単位合計額
一般有料料金	(*3)のカード単位合計額
公社料金	(*4)のカード単位合計額
大口多頻度対象額	—
割引	—
備考	—
取扱手数料 ^{注3)}	毎年5月に貸与カード枚数に応じてお支払いいただく取扱手数料と、新たなカード (追加カードを含む) の貸与時にお支払いいただく取扱手数料をカード単位で表示
再発行手数料 ^{注3)}	カード再発行時にお支払いいただく手数料をカード単位で表示
うち大口多頻度割引対象額	(*5)のカード単位合計額 ^{注2)}
通行料金	—
高速料金	カード単位の高速国道利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額
一般有料料金	カード単位の一般有料道路利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額
公社料金	—
割引	—
備考	—
うち不課税・非課税対象額 ^{注4)}	カード単位の合計額のうち、不課税・非課税の対象となる額
公社料金	カード単位の三公社が管理する以外の道路利用分の通行料金のうち、不課税・非課税の対象となる額

注1) 一部の走行においては、「割引前料金」「ETC割引額」が表示されない場合があります。

注2) 路線バス割引が適用となった場合、(*5)のカード単位合計額とならない場合があります。

注3) 手数料は発生する場合にのみ表示されます。

注4) 不課税・非課税対象額は発生する場合にのみ表示されます。

令和 **年 **月分

お客様名：××××運送会社

※課税区分に関する記載のないご利用は、10%課税対象（税込表示）です。

※ETCコーポレートカード総括表（カード単位）における適用税率等の表示は、

契約者に対する適格請求書等の要件を満たすものではありません。

※備考欄表示凡例

※：合算対象カード ETC2.0事：ETC2.0を搭載する事業用車両割引率適用

ページは通し番号で表示します。

ETCコーポレートカード総括表（カード単位）

令和 **年 **月分

お客様番号：11****-00**

お客様名：××××運送会社

※課税区分に関する記載のないご利用は、10%課税対象（税込表示）です。

※ETCコーポレートカード総括表（カード単位）における適用税率等の表示は、

契約者に対する適格請求書等の要件を満たすものではありません。

カード番号	通行料金合計	高速道路		一般有料道路		調整額	請求額	備考
		割引対象額	割引額	割引対象額	割引額			
令和**年12月利用分に対する調整								
11****-00**-00010						1,100	1,100	
内 不課税・非課税対象額						100		
11****-00**-00020						2,200	2,200	
令和**年12月分調整小計						3,300	3,300	
10%課税対象額（外税）						2,909		
10%課税額						291		
不課税・非課税対象						100		
令和**年1月利用分に対する調整								
11****-00**-00010						4,400	4,400	
内 不課税・非課税対象額						100		
11****-00**-00020						-1,100	-1,100	
令和**年1月分調整小計						3,300	3,300	
10%課税対象額（外税）						2,909		
10%課税額						291		
不課税・非課税対象						100		
合計	5,651,370	5,114,670	1,021,430	4,870	0	6,600	4,636,540	
10%課税対象額（外税）	5,137,518	4,649,700	928,573	4,427	0	5,818	4,214,764	
10%課税額	513,752	464,970	92,857	443	0	582	421,476	
不課税・非課税対象	100	0	0	0	0	200	300	
合計額に対する適用税率、課税対象額、消費税額、不課税・非課税対象額を表示します。								
表示の各料金等は実際の通行料金および割引率に基づくものではありません。								
契約単位割引額（参考）			511,467		0			

※備考欄表示凡例

※：合算対象カード ETC2.0車：ETC2.0を搭載する事業用車両割引率適用

○総括表(カード単位)項目説明

(法人・個人用)

タイトル等	内 容
年月	カードの利用年月
お客様番号	台帳番号(お客様が利用しているカードの代表番号)
お客様名	契約者のお名前・名称
総括表項目	
カード番号	利用カード番号
通行料金合計	カード単位の通行料金合計 (利用明細書の通行料金の「カード計」に対応)
[高速道路]	
割引対象額	カード単位の高速度道路利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額 (利用明細書の高速度料金の「うち大口・多頻度割引対象額」に対応)
割引額	上記の高速度道路割引対象額に適用された車両単位割引額(1円未満は切捨てとします)
[一般有料道路]	
割引対象額	カード単位の一般有料道路利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額 (利用明細書の一般有料道路の「うち大口・多頻度割引対象額」に対応)
割引額	上記の一般有料道路割引対象額に適用された車両単位割引額(1円未満は切捨てとします)
調整額	当該カードの過去の請求に誤りがあった場合の差額等
請求額	カード単位の請求額 (請求額 = 通行料金合計 - 高速道路割引額 - 一般有料道路割引額 + 調整額)
備考	合算対象カードの場合「※」を表示 ETC2.0を搭載する事業用車両の割引率が適用されるカードの場合、「ETC2.0事」を表示
総括表項目(その他)	
内 不課税・非課税対象額 ^{注1)}	カード単位の合計額のうち、不課税・非課税の対象となる額
カード合算	複数のカードの利用額を合算する場合、カード番号欄に「カード合算」と表示
通行料金合計	複数のカードの通行料金を合算した額
[高速道路]	
割引対象額	複数のカードの高速度道路利用分の割引対象額を合算した額
割引額	上記の高速度道路割引対象額の合算額に適用された車両単位割引額
[一般有料道路]	
割引対象額	複数のカードの一般有料道路利用分の割引対象額を合算した額
割引額	上記の一般有料道路割引対象額の合算額に適用された車両単位割引額
調整額	複数のカードの調整額を合算した額
請求額	複数のカードを合算した単位での請求額 (請求額 = 通行料金合計 - 高速道路割引額 - 一般有料道路割引額 + 調整額)
備考	合算対象カードの場合「※」を表示
当月利用分小計	契約者単位の当月利用分の合計額(合算がある場合、「カード合算」の各金額が加算)
10%課税対象額(外税)	契約者単位の当月利用分小計のうち10%課税対象額(外税)
10%課税額	契約者単位の当月利用分小計のうち10%課税額
不課税・非課税対象額 ^{注1)}	契約者単位の当月利用分小計のうち不課税・非課税対象額
○月利用分に対する調整	利用月別・カード単位の調整額
調整額	○月利用分に対するカード単位の調整額
内 不課税・非課税対象額 ^{注1)}	○月利用分に対するカード単位の調整額のうち、不課税・非課税の対象となる額
請求額	○月利用分に対するカード単位の請求額
○月分調整小計	利用月別・契約者単位の調整額
10%課税対象額(外税)	○月分調整小計のうち10%課税対象額(外税)
10%課税額	○月分調整小計のうち10%課税額
不課税・非課税対象額 ^{注1)}	○月分調整小計のうち不課税・非課税対象額
合計	契約者単位の各合計額(合算がある場合、「カード合算」の各金額が加算)
通行料金合計	カード単位の通行料金を契約者単位に合計した額
[高速道路]	
割引対象額	カード単位の高速度道路利用分の割引対象額を契約者単位に合計した額
割引額	車両単位割引額を契約者単位に合計した額
[一般有料道路]	
割引対象額	カード単位の一般有料道路利用分の割引対象額を契約者単位に合計した額
割引額	車両単位割引額を契約者単位に合計した額
調整額	カード単位の調整額を契約者単位に合計した額
請求額	カード単位の請求額を契約者単位に合計した額
備考	—
10%課税対象額(外税)	契約者単位の合計額のうち10%課税対象額(外税)
10%課税額	契約者単位の合計額のうち10%課税額
不課税・非課税対象額 ^{注1)}	契約者単位の合計額のうち10%不課税・非課税対象
契約単位割引額(参考)	大口・多頻度割引の契約単位割引の額(総括表(契約者単位)の「契約単位割引」に対応)
通行料金合計	—
[高速道路]	
割引対象額	—
割引額	高速道路利用分について受けた契約単位割引の額
[一般有料道路]	
割引対象額	—
割引額	一般有料道路利用分について受けた契約単位割引の額
調整額	—
請求額	—
備考	—

注1) 不課税・非課税対象額は発生する場合にのみ表示されます。

[illegible]

ETCコーポレートカード総括表（契約者単位）

令和 **年 **月分

お客様番号：11****-00**

お客様名：(株) ×××× 運送会社

[illegible]

○総括表（契約者単位） 項目説明 (法人・個人用)

タイトル等		概要
年月		カードの利用年月
お客様番号		台帳番号(お客様が利用しているカードの代表番号)
お客様名		契約者のお名前・名称
総括表項目		
番号		—
契約者名		契約者のお名前・名称
通行料金合計		契約者単位の通行料金合計 (総括表(カード単位)の通行料金合計の「合計」に対応)
[高速道路]		
	割引対象額	契約者単位の高速度道路利用額のうち、割引対象となった額の合計 (総括表(カード単位)の割引対象額の「合計」に対応)
	割引額	上記の高速度道路割引対象額に適用された車両単位割引額の合計 (総括表(カード単位)の割引額の「合計」に対応)
[一般有料道路]		
	割引対象額	契約者単位の一般有料道路利用額のうち、割引対象となった額の合計 (総括表(カード単位)の割引対象額の「合計」に対応)
	割引額	上記の一般有料道路割引対象額に適用された車両単位割引額の合計 (総括表(カード単位)の割引額の「合計」に対応)
調整額		カード単位の調整額を契約者単位に合計した額 (総括表(カード単位)の調整額の「合計」に対応)
請求額		契約者単位の請求額 (請求額 = 通行料金合計 - 高速道路割引額 - 一般有料道路割引額 + 調整額)
備考		凡例にある割引が適用された場合、その割引種類を番号で表示
その他		
内 不課税・非課税対象額 ^(注1)		契約者単位の合計額のうち、不課税・非課税の対象となる額
契約者合計		契約者単位の各合計額
	通行料金合計	契約者単位の通行料金合計の合計額
	高速割引対象額	契約者単位の高速度割引対象額の合計額
	高速割引額	契約者単位の高速度割引額の合計額
	一般有料割引対象額	契約者単位の一般有料割引対象額の合計額
	一般有料割引額	契約者単位の一般有料割引額の合計額
	調整額	契約者単位の調整額の合計額
	請求額 (*1)	契約者単位の請求額の合計額
	備考	—
契約単位割引額		大口・多頻度割引の契約単位割引の額 割引条件は以下のとおり 1ヶ月の利用額のうち、高速割引対象額が500万円を超え、かつ、1台当たり平均利用額（高速道路）が3万円を超える場合には、高速割引対象額の10%が割引額となります。 また、1ヶ月の利用額のうち、一般有料割引対象額が500万円を超え、かつ、1台当たり平均利用額（一般有料道路）が3万円を超える場合には、一般有料割引対象額の5%が割引額となります。
	高速割引対象額	高速道路利用額のうち、割引対象となった額の契約者単位での合計
	高速割引額	上記の高速道路割引対象額に適用された契約単位割引の額
	一般有料割引対象額	一般有料道路利用額のうち、割引対象となった額の契約者単位での合計
	一般有料割引額	上記の一般有料道路割引対象額に適用された契約単位割引の額
	請求額 (*2)	契約単位割引の額
取扱手数料 (*3)		カード取扱の手数料
うち新規 ^(注2)		カード取扱の手数料のうち、新たなカード（追加カードを含む）の貸与時にお支払いいただく取扱手数料
再発行手数料 (*4)		カード紛失等に伴うカード再発行の手数料
データ提供手数料 (*5)		データ提供サービスをご利用の場合の手数料
当月利用分に係る請求額		当月利用分に係る契約者単位の請求額
10%課税対象額（外税）		当月利用分に係る契約者単位の請求額のうち10%課税対象額（外税）
10%課税税額		当月利用分に係る契約者単位の請求額のうち10%課税税額
不課税・非課税 対象額 （カード貸与枚数）		当月利用分に係る契約者単位の請求額のうち不課税・非課税 対象額
（1台当たり平均利用額）		当該月における契約者の車両1台（カード1枚）当たりの平均利用額 【1台当たり平均利用額（高速道路） = 高速割引対象額 ÷ カード貸与枚数】 【1台当たり平均利用額（一般有料道路） = 一般有料割引対象額 ÷ カード貸与枚数】
○月分調整小計 (*6)		利用月別・契約者単位の調整額の合計額
	10%課税対象額（外税）	○月分調整小計のうち10%課税対象額（外税）
	10%課税税額	○月分調整小計のうち10%課税税額
	不課税・非課税対象額	○月分調整小計のうち不課税・非課税対象額
請求額		契約者単位請求額 = (*1) - (*2) + (*3) + (*4) + (*5) + (*6)

注1）不課税・非課税対象額は発生する場合にのみ表示されます。

注2）4月走行分（5月発送分）の明細書のみ表示されます。

(参考2-2)事業協同組合の方の利用明細書例

ETCコーポレートカード利用明細書										
令和 **年 **月分										
お客様番号：11****-00**			お客様名：××××運送事業（協）							
組合員番号：00001			組合員名：（株）○○○運輸 ※課税区分に関する記載のないご利用は、10%課税対象（税込表示）です。							
日	車種	通行区間	割引前料金	ご利用金額	ETC 割引額	通行料金内訳			大口多額度対象額	備考
						高速	一般	公社	高速 一般	
カード番号【11****-00**-00010】										
1	大型	船橋本線下り		420		0	420	0	0 420	
1	大型	宮野木 → 大栄		2,410					0 210	
2	大型	大栄 → 宮野木		2,410					0 210	
3	大型	木更津金田第一		1,320					0 1,320	無（車両不一致） 25
4	大型	木更津金田第一		1,320					0 1,320	25
10	大型	木更津金田第一		1,320					0 1,320	25
15	大型	習志野本線 → 潮来		3,890		3,890	0	0	3,890 0	
16	大型	潮来 → 習志野本線	3,890	2,720	1,170	2,720	0	0	2,720 0	4
17	大型	桶川北本 → 河口湖	5,620	5,510	110	2,750	2,760	0	2,750 0	22
19	大型	河口湖 → 仙台南	16,620	16,510	110	13,000	3,510	0	13,000 0	32
20	大型	東部湯の丸 → 東松山		5,560		5,560	0	0	5,560 0	
25	大型	長野 → 上田菅平		1,420		1,420	0	0	1,420 0	
31	大型	木更津金田第一		1,320		0	1,320	0	0 1,320	25
		カード計		0		33,740	12,390	0		
		取扱手数料		29						
		うち大口・多額度割引対象額				31,540	4,590			他の割引を受けている場合、その割引の種類を表示します。（備考欄表示凡例を参照）
カード番号【11****-00**-00030】										
7	普通	名古屋 → 静岡	4,160	3,400	760	3,400	0	0	1,620 0	
7	普通	静岡 → 御殿場		2,280		2,280	0	0	2,280 0	
7	普通	御殿場 → 名古屋	5,490	4,780	710	4,780	0	0	3,110 0	87
10	普通	名古屋 → 浜	2,800	1,960	840	1,960	0	0	0 0	87
10	普通	浜 → 名古屋	2,470	1,730	740	1,730	0	0	10 0	87
14	普通	名古屋 → 吉田	3,230	2,410	820	2,410	0	0	490 0	87
14	普通	吉田 → 名古屋		770		770	0	0	770 0	
14	普通	掛川 → 名古屋	3,680	2,890	790	2,890	0	0	1,040 0	87
15	普通	関空連絡橋	1,360	1,360	0	0	1,360	0	0 0	
15	普通	関空橋（不課税）		100		0	0	100	0 0	
		カード計		21,680		20,220	1,360	100		
		取扱手数料		629						
		うち大口・多額度割引対象額				9,320	0			不課税・非課税対象の走行がある場合は、不課税・非課税対象額を内訳表示します。
		うち不課税・非課税 対象額						100		
カード番号【11****-00**-00030】										
20	中型	原本		280		0	280	0	0 280	
20	中型	高井戸 → 八王子	1,170	1,170		1,170	0	0	1,170 0	31
20	中型	八王子 → 高井戸	1,170	1,170		1,170	0	0	1,170 0	31
		カード計								
		再発行手数料								
		うち大口・多額度割引対象額								中央道(高井戸～八王子)間を無線通行し、中央道内や都心発着の利用の場合、*が表示されます。（都心通過のご利用など*が表示されない場合があります）
カード番号【11****-00**-00090】										
1	大型	太宰府 → 宮崎	10,300	7,210	3,090	7,210	0	0	7,210 0	4
2	大型	箱崎		1,130		0	0	1,130	0 0	
5	大型	太宰府 → 宮崎	10,300	7,210	3,090	7,210	0	0	0 0	無（車両不一致） 4
		カード計		15,550		14,420	0	1,130		
		取扱手数料		629						
		うち大口・多額度割引対象額				7,210	0			
カード番号【11****-00**-00092】										
17	大型	福岡 → 宮崎	10,700	7,490	3,210	7,490	0	0	7,490 0	4
18	大型	箱崎		1,130		0	0	1,130	0 0	
19	大型	太宰府 → 宮崎	10,300	7,210	3,090	7,210	0	0	7,210 0	4
		カード計		15,830		14,700	0	1,130		
		再発行手数料		629						
		うち大口・多額度割引対象額				14,700	0			
表示の通行区間および通行料金等は事実に基づくものではありません。										
※備考欄表示凡例 1:通行止め又は、一時退出による調整 2:工事迂回による調整 4:深夜割引 5:名古屋高速割引 6:名古屋高速路線へ入割 7:休日割引 22:特別区間割引 23:試行割引 25:7ガワリ割引 31:ETC通常 32:特別区間割引(平日朝夕走行回数カット対象) 35:大阪都心流入割引 41:名古屋都心流入割引 42:伊勢湾岸車両単位割引対象(名古屋都心連続利用なし) 43:伊勢湾岸車両単位割引対象(名古屋都心連続利用あり) 53:ETC2.0割引 54:ETC2.0割引(平日朝夕走行回数カット対象) 67:千葉外環迂回利用割引 69:広島連続利用割引 70:外環道迂回利用割引 86:平日朝夕割引(0%) 87:平日朝夕割引(30%) 88:平日朝夕割引(50%) E1:公社特別割引 E2:公社路線へ入割引										
— 1 — ページは通し番号で表示します。										

○利用明細書(事業協同組合向け) 項目説明

(事業協同組合向け)

タイトル等		内 容
年月		カードの利用年月
お客様番号		台帳番号 (お客様が利用しているカードの代表番号)
組合員番号		組合員の番号(大口・多頻度制度申込み時に通知された番号)
利用明細書項目		
日		利用日 (※日付が変わる前後の時間に料金所を通過された場合など実際の利用日と異なる場合があります)
車種		利用車種
通行区間		①利用カード番号の表示
		②道路を利用した際の入口、出口のIC名称 (各IC名称は7文字で表示) 均一料金の道路利用の場合は入口又は出口のIC名称 (例: 国立府中)
割引前料金 ^{注1)}		凡例にある割引が適用される前の通行料金を表示
ご利用金額 (*1)		凡例にある割引が適用された場合はその割引後の料金を表示
ETC割引額 ^{注1)}		「割引前料金」から「ご利用金額」を差引いた金額
高速料金 (*2)		通行料金のうち、高速国道利用分の通行料金
一般有料料金 (*3)		通行料金のうち、一般有料道路利用分の通行料金
公社料金 (*4)		通行料金のうち、三公社が管理する以外の道路利用分の通行料金
大口多頻度対象額 (*5)		通行料金のうち、大口・多頻度割引の対象となる額
割引		大口・多頻度割引適用の対象外となった場合、「無」及びその理由を表示 (理由は「車両不一致」、「割引停止」等。表示のないものは割引対象。)
備考		凡例にある割引を適用された場合、その割引種類を番号で表示
利用明細書 (その他)		
カード計		カード単位の各合計額
	通行料金	(*1)のカード単位合計額
	高速料金	(*2)のカード単位合計額
	一般有料料金	(*3)のカード単位合計額
	公社料金	(*4)のカード単位合計額
	大口多頻度対象額	—
	割引	—
	備考	—
取扱手数料 ^{注3)}		毎年5月に貸与カード枚数に応じてお支払いいただく取扱手数料と、新たなカード(追加カードを含む)の貸与時にお支払いいただく取扱手数料をカード単位で表示
再発行手数料 ^{注3)}		カード再発行時にお支払いいただく手数料をカード単位で表示
うち大口多頻度割引対象額		(*5)のカード単位合計額 ^{注2)}
	通行料金	—
	高速料金	カード単位の高速国道利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額
	一般有料料金	カード単位の一般有料道路利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額
	公社料金	—
	割引	—
	備考	—
うち不課税・非課税対象額 ^{注4)}		カード単位の合計額のうち、不課税・非課税の対象となる額
	公社料金	カード単位の三公社が管理する以外の道路利用分の通行料金のうち、不課税・非課税の対象となる額

- 注1) 一部の走行においては、「割引前料金」「ETC割引額」が表示されない場合があります。
 注2) 路線バス割引が適用となった場合、(*5)のカード単位合計額とならない場合があります。
 注3) 手数料は発生する場合にのみ表示されます。
 注4) 不課税・非課税対象額は発生する場合にのみ表示されます。

[illegible]

ETCコーポレートカード総括表 (カード単位)

令和 **年 **月分

組合員番号：00001

組合員名 : (株)〇〇〇運輸

※ETCコーポレートカード総括表（カード単位）における適用税率等の表示は、

契約者に対する適格請求書等の要件を満たすものではありません。

カード番号	通行料金合計	高速道路		一般有料道路		調整額	請求額	備考
		割引対象額	割引額	割引対象額	割引額			
令和**年12月利用分に対する調整								
11****-00**-00010						1,100	1,100	
内 不課税・非課税対象額						100		
11****-00**-00020						2,200	2,200	
令和**年12月分調整小計						3,300	3,300	
10%課税対象額（外税）						2,909		
10%課税額						291		
不課税・非課税対象						100		
令和**年1月利用分に対する調整								
11****-00**-00010						4,400	4,400	
内 不課税・非課税対象額						100		
11****-00**-00020						-1,100	-1,100	
令和**年1月分調整小計						3,300	3,300	
10%課税対象額（外税）						2,909		
10%課税額						291		
不課税・非課税対象						100		
組合員単位合計	151,370	114,670	21,430	4,870	0	6,600	136,540	
10%課税対象額（外税）	137,518	104,245	19,482	4,427	0	5,818	123,855	
10%課税額	13,752	10,425	1,948	443	0	582	12,385	
不課税・非課税対象	100	0	0	0	0	200	300	
組合員単位合計額に対する適用税率、課税対象額、消費税額、不課税・非課税対象額を表示します。								
表示の各料金等は実際の通行料金および割引率に基づくものではありません。								
当該組合員が所属する協同組合が受けた契約単位割引額								
契約単位割引額（参考）								
885,127								
0								

※：合算対象カード ETC2.0車：ETC2.0を搭載する事業用車両割引率適用

○総括表（カード単位）概要説明

（事業協同組合向け）

タイトル等	内 容
年月	カードの利用年月
お客様番号	台帳番号(お客様が利用しているカードの代表番号)
お客様名	契約者のお名前・名称
組合員番号	組合員の番号(大口・多頻度制度申込み時に通知された番号)
組合員名	組合員のお名前・名称
総括表項目	
カード番号	利用カード番号
通行料金合計	カード単位の通行料金合計 (利用明細書の通行料金の「カード計」に対応)
[高速道路]	
割引対象額	カード単位的高速道路利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額 (利用明細書的高速料金の「うち大口・多頻度割引対象額」に対応)
割引額	上記の高速道路割引対象額に適用された車両単位割引額（1円未満は切捨てとします）
[一般有料道路]	
割引対象額	カード単位の一般有料道路利用額のうち、大口・多頻度割引の対象となる額 (利用明細書の一般有料道路の「うち大口・多頻度割引対象額」に対応)
割引額	上記の一般有料道路割引対象額に適用された車両単位割引額（1円未満は切捨てとします）
調整額	当該カードの過去の請求に誤りがあった場合の差額等
請求額	カード単位の請求額 (請求額 = 通行料金合計 - 高速道路割引額 - 一般有料道路割引額 + 調整額)
備考	合算対象カードの場合「※」を表示 ETC2.0を搭載する事業用車両の割引率が適用されるカードの場合、「ETC2.0事」を表示
総括表項目（その他）	
内 不課税・非課税対象額 ^{注1)}	カード単位の合計額のうち、不課税・非課税の対象となる額
カード合算	複数のカードの利用額を合算する場合、カード番号欄に「カード合算」と表示
通行料金合計	複数のカードの通行料金を合算した額
[高速道路]	
割引対象額	複数のカードの高速道路利用分の割引対象額を合算した額
割引額	上記の高速道路割引対象額の合算額に適用された車両単位割引額
[一般有料道路]	
割引対象額	複数のカードの一般有料道路利用分の割引対象額を合算した額
割引額	上記の一般有料道路割引対象額の合算額に適用された車両単位割引額
調整額	複数のカードの調整額を合算した額
請求額	複数のカードを合算した単位での請求額 (請求額 = 通行料金合計 - 高速道路割引額 - 一般有料道路割引額 + 調整額)
備考	合算対象カードの場合「※」を表示
当月利用分小計	組合員単位の当月利用分の合計額（合算がある場合、「カード合算」の各金額が加算）
10%課税対象額（外税）	組合員単位の当月利用分小計のうち10%課税対象額（外税）
10%課税額	組合員単位の当月利用分小計のうち10%課税額
不課税・非課税対象額 ^{注1)}	組合員単位の当月利用分小計のうち不課税・非課税対象額
○月利用分に対する調整	利用月別・カード単位の調整額
調整額	○月利用分に対するカード単位の調整額
内 不課税・非課税対象額 ^{注1)}	○月利用分に対するカード単位の調整額のうち、不課税・非課税の対象となる額
請求額	○月利用分に対するカード単位の請求額
○月分調整小計	利用月別・組合員単位の調整額
10%課税対象額（外税）	○月分調整小計のうち10%課税対象額（外税）
10%課税額	○月分調整小計のうち10%課税額
不課税・非課税対象額 ^{注1)}	○月分調整小計のうち不課税・非課税対象額
組合員単位合計	組合員単位の各合計額（合算がある場合、「カード合算」の各金額が加算）
通行料金合計	カード単位の通行料金を組合員単位に合計した額
[高速道路]	
割引対象額	カード単位的高速道路利用分の割引対象額を組合員単位に合計した額
割引額	車両単位割引額を組合員単位に合計した額
[一般有料道路]	
割引対象額	カード単位の一般有料道路利用分の割引対象額を組合員単位に合計した額
割引額	車両単位割引額を組合員単位に合計した額
調整額	カード単位の調整額を組合員単位に合計した額
請求額	カード単位の請求額を組合員単位に合計した額
備考	—
10%課税対象額（外税）	組合員単位の合計額のうち10%課税対象額（外税）
10%課税額	組合員単位の合計額のうち10%課税額
不課税・非課税対象額 ^{注1)}	組合員単位の合計額のうち10%不課税・非課税対象
契約単位割引額(参考)	大口・多頻度割引の契約単位割引の額（総括表（契約者単位）の「契約単位割引」に対応）
[高速道路]	
割引額	高速道路利用分について受けた契約単位割引の額
[一般有料道路]	
割引額	一般有料道路利用分について受けた契約単位割引の額

注1) 不課税・非課税対象額は発生する場合にのみ表示されます。

ETCコーポレートカード総括表（契約者単位）

令和 **年 **月分

お客様番号：11****-00**

お客様名：××××運送事業（協）

番号	組合員名	通行料金合計	高速道路		一般有料道路		調整額	請求額	備考
			割引対象額	割引額	割引対象額	割引額			
00001	(株) ○○○運輸	151,370	114,670	21,430	4,870	0	0	129,940	
	内 不課税・非課税対象額	100						100	
00002	(株) □□□□□□□□ 運送会社	1,234,000	1,024,000	204,800	0	0	0	1,029,200	
00003	(株) △△△△△△△△△ 配送センター	567,000	567,000	113,400	0	0	0	453,600	
00004	※※※※※ (有)	8,067,800	7,145,600	1,429,120	0	0	0	6,638,680	
表示の各料金等は実際の通行料金および割引率に基づくものではありません。									
	契約単位合計	10,020,170	8,851,270	1,768,750	4,870	0	0	8,251,420	
	契約単位割引額		8,851,270	885,127	4,870	0		885,127	
	取扱手数料							62,900	
	うち新規							6,290	
	再発行手数料							0	
	データ提供手数料							5,238	
	当月利用分に係る請求額							7,434,431	
	10%課税対象額 (外税)							6,758,483	
	10%課税税額							675,848	
	不課税・非課税対象額							100	
	(カード貸与枚数)							100	
	(1台当たり平均利用額)		88,513		49				

※備考欄表示凡例
1：契約単位割引（高速10%）

高速道路割引対象額 ÷ カード貸与枚数

一般有料道路割引対象額 ÷ カード貸与枚数

— 1 —

ページは通し番号で表示します。

E T Cコーポレートカード総括表（契約者単位）

令和 **年 **月分

お客様番号：11****-00**

お客様名：××××運送事業（協）

番号	組合員名	通行料金合計	高速道路		一般有料道路		調整額	請求額	備考
			割引対象額	割引額	割引対象額	割引額			
	令和**年12月利用分に対する調整								
00001	(株) ○○○運輸 内 不課税・非課税対象額		利用月別・組合員別に調整額を表示します。不課税・非課税対象の走行がある場合は、不課税・非課税対象額を内訳表示します。				3,300 100	3,300	
00002	(株) □□□□□□□ 運送会社 令和**年12月分調整小計						1,100 4,400	1,100 4,400	
	10%課税対象額（外税） 10%課税税額 不課税・非課税対象額		利用月別・契約者単位で調整額を表示します。適用税率、課税対象額、消費税額、不課税・非課税対象額を表示します。				3,909 391 100	3,909 391 100	
	令和**年1月利用分に対する調整								
00001	(株) ○○○運輸 内 不課税・非課税対象額						3,300 100	3,300	
00004	※※※※※（有） 令和**年1月利用分調整小計 10%課税対象額（外税） 10%課税税額 不課税・非課税対象額						5,500 8,800 7,909 791 100	5,500 8,800 7,909 791 100	
	請求額							7,447,631	
表示の各料金等は実際の通行料金および割引率に基づくものではありません。									

○総括表（契約者単位）項目説明

（事業協同組合向け）

タイトル等		概要			
年月	カードの利用年月				
お客様番号	台帳番号(お客様が利用しているカードの代表番号)				
お客様名	契約者のお名前・名称				
総括表項目					
番号	組合員の番号(大口・多頻度制度申込み時に通知された番号)				
組合員名	当該事業協同組合に所属する組合員のお名前・名称				
通行料金合計	組合員単位の通行料金合計 (総括表(カード単位)の通行料金合計の「組合員単位合計」に対応)				
[高速道路]					
割引対象額	組合員単位の高速道路利用額のうち、割引対象となった額の合計 (総括表(カード単位)の割引対象額の「組合員単位合計」に対応)				
割引額	上記の高速道路割引対象額に適用された車両単位割引額の合計 (総括表(カード単位)の割引額の「組合員単位合計」に対応)				
[一般有料道路]					
割引対象額	組合員単位の一般有料道路利用額のうち、割引対象となった額の合計 (総括表(カード単位)の割引対象額の「組合員単位合計」に対応)				
割引額	上記の一般有料道路割引対象額に適用された車両単位割引額の合計 (総括表(カード単位)の割引額の「組合員単位合計」に対応)				
調整額	カード単位の調整額を契約者単位に合計した額 (総括表(カード単位)の調整額の「組合員単位合計」に対応)				
請求額	組合員単位の請求額 (請求額 = 通行料金合計 - 高速道路割引額 - 一般有料道路割引額 + 調整額)				
備考	凡例にある割引を適用された場合、その割引種類を番号で表示				
その他					
内 不課税・非課税対象額 ^(注1)		組合員単位の合計額のうち、不課税・非課税の対象となる額			
契約単位合計		契約者単位の合計額			
通行料金合計	契約者単位の通行料金合計の合計額				
高速割引対象額	契約者単位の高速割引対象額の合計額				
高速割引額	契約者単位の高速割引額の合計額				
一般有料割引対象額	契約者単位の一般有料割引対象額の合計額				
一般有料割引額	契約者単位の一般有料割引額の合計額				
調整額	契約者単位の調整額の合計額				
請求額 (*1)	契約者単位の請求額の合計額				
備考	—				
契約単位割引額		大口・多頻度割引の契約単位割引の額 割引条件は以下のとおり 1ヶ月の利用額のうち、高速割引対象額が500万円を超え、かつ、1台当り平均利用額(高速道路)が3万円を超える場合には、高速割引対象額の10%が割引額となります。 また、1ヶ月の利用額のうち、一般有料割引対象額が500万円を超え、かつ、1台当り平均利用額(一般有料道路)が3万円を超える場合には、一般有料割引対象額の5%が割引額となります。			
高速割引対象額	高速道路利用額のうち、割引対象となった額の契約者単位での合計				
高速割引額	上記の高速道路割引対象額に適用された契約単位割引の額				
一般有料割引対象額	一般有料道路利用額のうち、割引対象となった額の契約者単位での合計				
一般有料割引額	上記の一般有料道路割引対象額に適用された契約単位割引の額				
請求額 (*2)	契約単位割引の額				
取扱手数料 (*3)	カード取扱の手数料				
うち新規 ^(注2)	カード取扱の手数料のうち、新たなカード(追加カードを含む)の貸与時にお支払いいただく取扱手数料				
再発行手数料 (*4)	カード紛失等に伴うカード再発行の手数料				
データ提供手数料 (*5)	データ提供サービスをご利用の場合の手数料				
当月利用分に係る請求額	当月利用分に係る契約者単位の請求額				
10%課税対象額(外税)	当月利用分に係る契約者単位の請求額のうち10%課税対象額(外税)				
10%課税税額	当月利用分に係る契約者単位の請求額のうち10%課税税額				
不課税・非課税 対象額	当月利用分に係る契約者単位の請求額のうち不課税・非課税 対象額				
(カード貸与枚数)	当該月に貸与している最大のカード枚数				
(1台当り平均利用額)	当該月における契約者の車両1台(カード1枚)当たりの平均利用額 【1台当り平均利用額(高速道路) = 高速割引対象額 ÷ カード貸与枚数】 【1台当り平均利用額(一般有料道路) = 一般有料割引対象額 ÷ カード貸与枚数】				
○月利用分に対する調整		利用月別・組合員単位の調整額			
調整額	○月利用分に対する組合員単位の調整額				
請求額	○月利用分に対する組合員単位の請求額				
内 不課税・非課税対象額 ^(注2)	○月利用分に対する組合員単位の調整額のうち、不課税・非課税の対象となる額				
○月分調整小計 (*6)		利用月別・契約者単位の調整額の合計額			
10%課税対象額(外税)	○月分調整小計のうち10%課税対象額(外税)				
10%課税税額	○月分調整小計のうち10%課税税額				
不課税・非課税対象額	○月分調整小計のうち不課税・非課税対象額				
請求額	契約者単位請求額 = (*1) - (*2) + (*3) + (*4) + (*5) + (*6)				

注1）不課税・非課税対象額は発生する場合にのみ表示されます。

注2）4月走行分（5月発送分）の明細書のみ表示されます。

4. 割引停止措置等

窓口会社は、契約者又はカード利用者が、ETCコーポレートカード利用約款に規定された割引停止等の対象要件に該当する場合、契約者のカードの全部又は一部について、割引の停止、利用の停止及び契約者資格の取消しの割引停止措置等をとらせていただきます。

具体の措置の内容は、以下のとおりです。

なお、詳細は「ETCコーポレートカード利用約款」をご参照ください。

表 割引停止措置等の内容と対象要件

措置の内容	措置対象要件
契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの「 <u>一部</u> 」の割引停止 (※)	・カードを、表示された車両以外の車両に利用したとき ・カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき ・三会社の管理するいずれかの道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき ・六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、点数基準表に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が規定する点数に達したとき ・六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき、又は告発したとき ・本約款に違反する行為をしたとき ・カード利用者として不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき
契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの「 <u>一部</u> 」の利用停止 (※)	・「カードの一部の割引停止」に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき ・セットアップした車載器を正當に保有しないことが判明したとき ・三会社のうちいずれかの会社に対する原因者負担金の債務を有することとなり、かつ、その履行をしないとき ・六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、点数基準表に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が規定する点数に達したとき ・本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき ・カード利用者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき

(※) 契約者が事業協同組合である場合の「カードの一部」とは、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部を表します。

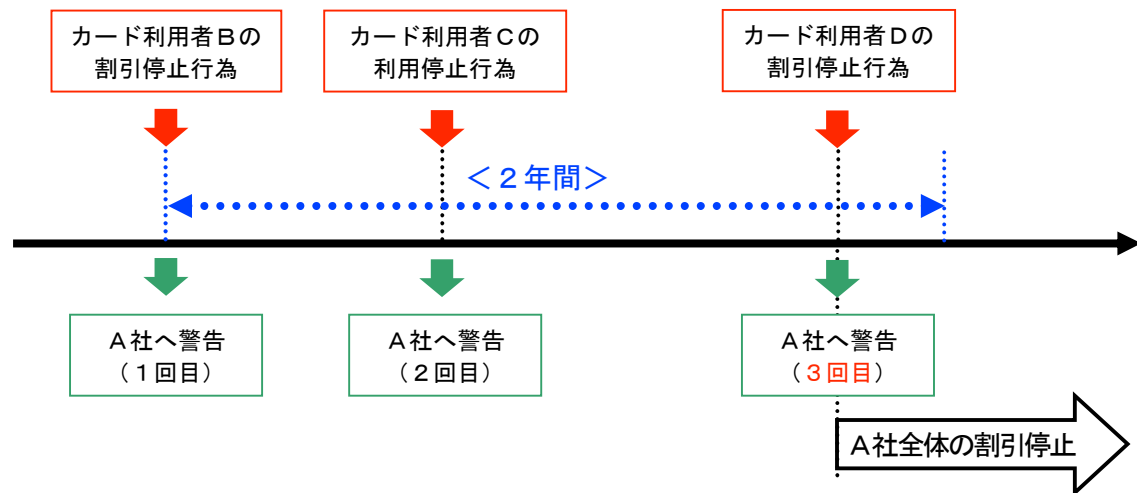
措置の内容	措置対象要件
契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの<u>「全部」の割引停止</u>	・契約者が、虚偽の申告によりカードの貸与を受けたとき又は虚偽の申告によりカードの貸与を受けようとしたとき ・契約者が事業協同組合である場合において、カード利用事業のみを説明して加入の勧誘をしたとき、又は大口・多頻度割引の内容を明示せずに、当該事業協同組合が設定する割引内容の説明のみをもって加入の勧誘をしたとき、若しくは、当該事業協同組合又はそのカード利用者が第三者にこれらと同様の行為をさせたとき ・契約者が、カードの一部の割引停止期間中又は利用停止期間中に、カード利用者が「カードの一部の割引停止」又は「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為を行ったとき ・過去2年間に、契約者が窓口会社から「カードの一部の割引停止」又は「カードの一部の利用停止」に該当する行為に基づく警告を2回受けている場合で、カード利用者が、「カードの一部の割引停止」又は「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為を行ったことにより、当該契約者が再び警告を受けることとなったとき ・契約者の故意又は重過失により、カード利用者が「カードの一部の割引停止」のいずれかに該当する行為をしたとき、又は当該契約者の代表者及びそれに準ずる者が「カードの一部の割引停止」のいずれかに該当する行為をしたとき ・本約款に違反する行為をしたとき ・契約者として不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき
契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの<u>「全部」の利用停止</u>	・契約者が、督促を受けた後納料金を督促期限までに支払わないとき ・契約者が、期限までに追加保証書の提出又は追加保証金の預託をしなかったとき ・契約者が、会社更生、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき ・契約者が、窓口会社へ預託している保証金について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき ・以上の他、後納料金等の支払いが危ぶまれる事由が発生したと窓口会社が認めたとき ・契約者が、三会社のうちいずれかの会社に対する原因者負担金の債務の不履行により、カード利用者のカードについて利用を停止されている場合で、当該カードの利用停止の期間が満了するまでに、原因者負担金の債務が履行されないとき ・契約者の故意又は重過失により、カード利用者が「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為をしたとき、又は当該契約者の代表者及びそれに準ずる者が「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為をしたとき ・契約者が、カードの全部の割引停止期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が「カードの一部の割引停止」、「カードの一部の利用停止」又は「カードの全部の割引停止」のいずれかに該当する行為を行ったとき ・本約款に違反する行為をし、その情状が重いつき ・契約者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき

措置の内容	措置対象要件
契約者資格の 取消し	・ご契約いただけない要件のいずれかに該当することが明らかになったとき ・契約者が法人(事業協同組合を含みます。)である場合において、定款に記載された事業(カードの利用に係る事業を除きます。)の実績がないとき ・契約者又はカード利用者が、カードを改変したとき ・本約款に違反する行為により、三会社のうちいずれかの会社に対して賠償債務を有することとなった契約者が、当該賠償債務を履行しない場合、又は当該賠償債務に係る債権の担保を当該会社に提供しない場合で、窓口会社が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたとき ・契約者が法人(事業協同組合を含みます。)である場合において、当該法人又は当該法人の代表者が、カードの利用によって生じた財産上の利益から不正な手段を用いて自己又は他の役員の利得を得たことにより、法人税法違反又は背任、横領等により起訴された場合で、窓口会社が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたとき ・カードの全部の利用停止期間が満了するまでに、後納料金等を支払わないとき ・カードの全部の利用停止期間が満了するまでに、追加保証書の提出又は追加保証金の預託をしなかったとき ・カードの全部の利用を停止されている場合で、後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき ・カードの全部の利用を停止されている場合で、当該申立て又は当該滞納処分に係る保証金に代わるべき新たな保証金の預託がなく、かつ、当該利用停止の期間が満了するまでに当該申立てが取り下げられず、又は当該滞納処分が解除されないと窓口会社が認めたとき ・後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき ・カードの全部の利用停止期間が満了するまでに、原因者負担金の債務を履行しないとき ・契約者が、本約款に違反する行為をした場合で、その情状が特に重いつき ・契約者が、契約者として不適格であると窓口会社が認めたとき ・契約者が、カードの全部の利用停止期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が「カードの一部の割引停止」、「カードの一部の利用停止」、「カードの全部の割引停止」又は「カードの全部の利用停止」のいずれかに該当する行為を行ったとき ・過去2年間に於いて、カードによる高速国道等の利用が一度もないとき

○警告累積による割引停止措置

契約者のうち一部のカードに対する「割引停止」又は「利用停止」の措置を行ったときは、契約者に対して警告を行います。その警告を2年間のうち、3回受けますと契約者全体に「割引停止」の措置を行います。

(例) A社(契約者)のカード利用者Bが「割引停止」、カード利用者Cが「利用停止」を受け、Bの行為から2年以内にカード利用者Dが「割引停止」に該当する行為を行った場合
(A社はB、C、Dの行為につき、2年間で3回の警告を受けることになり、3回目のDへの警告のときからA社全体の「割引停止」となります。)

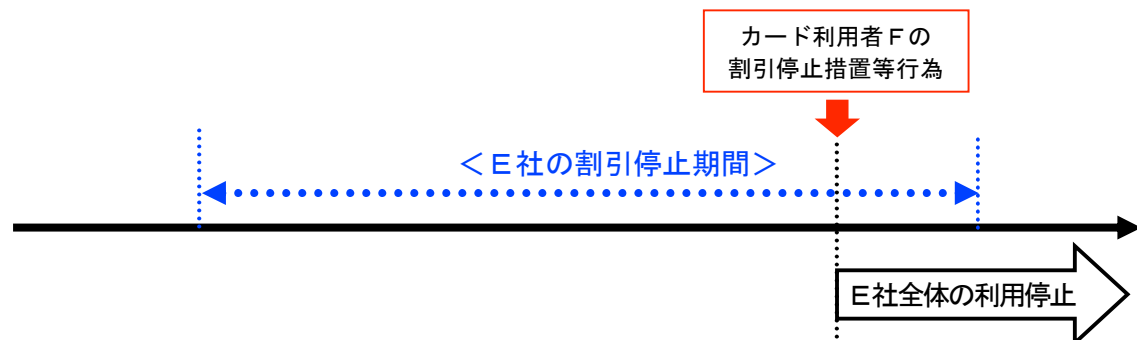


※「割引停止」・「利用停止」どちらの行為も1警告の対象となります。

○割引停止期間中に割引停止措置等に該当する行為を行った場合の措置

契約者全体の割引停止期間中に、割引停止措置等に該当する行為を行った場合は、契約者全体の「割引停止」を契約者全体の「利用停止」に措置を移行します。

(例) E社(契約者)が割引の停止を受けている期間に、E社のカード利用者Fが割引停止措置等に該当する行為を行った場合



5. 登録内容に変更があった場合の手続

登録内容に変更があった場合の諸手続に必要な書類は次表のとおりです（様式については利用約款をご参照ください。）ETCコーポレートカードご利用開始後の諸手続には、印鑑証明をご提出いただいている印鑑をご使用ください。また、ご利用申込み時及びその後にご提出していただいた書類の内容に変更があったときは、速やかに「届出事項変更届」により取扱窓口にお届けください。特に事業協同組合においては、ETCコーポレートカードをご利用される組合員の異動にご注意ください。

表 諸手続例

項目	必要書類
利用額が増加したとき	・ 後納料金等支払追加保証書（別記様式5）※1
カードを亡失したとき	・ ETCコーポレートカード紛失届（別記様式8）
紛失届を提出後、カードを発見したとき	・ ETCコーポレートカード発見届（別記様式9）
紛失による再発行を受けている場合で紛失カードを発見したとき	・ ETCコーポレートカード返却届（別記様式6）
新たな車両の取得等によりカードの追加発行が必要なとき（車両の入替えを除く）	・ ETCコーポレートカード追加発行申込書（別記様式4） ・ 添付書類は利用約款をご参照ください。
カードの破損・亡失により、再発行が必要なとき	・ ETCコーポレートカード再発行申込書（別記様式7）
カードを利用しなくなったとき（廃止）	・ ETCコーポレートカード解約届（別記様式14）※2
カードの一部が不要になったとき（廃止以外）	・ ETCコーポレートカード返却届（別記様式6）
住所・氏名の変更	・ 届出事項変更届（別記様式15） ・ 登記簿謄本（法人・事業協同組合の場合のみ）
印鑑の変更	・ 届出事項変更届（別記様式15） ・ 印鑑証明書
車両番号変更（登録陸運支局変更に伴うもの）	・ 届出事項変更届（別記様式15） ・ 自動車検査証（写し）※3 ・ ETCコーポレートカード再発行申込書（別記様式7）
車両の入替え	・ 登録車両入替届（別記様式16） ・ 自動車検査証（写し）※3
カードの利用期間の更新	・ ETCコーポレートカード利用更新申込書（別記様式10） ・ 後納料金等支払保証書 ※4
期限切れによるカードの交換	・ ETCコーポレートカード交換申込書（別記様式13）
事業協同組合の組合員がカードを解約した時	・ ETCコーポレートカード組合員解約届（別記様式17）

※1 保証金を預託されている場合は必要ありませんが、追加保証金の預託が必要となります。

※2 保証金を預託されている場合は、保証金返還請求書（別記様式12）と後納料金等支払保証金預り証（後納料金等支払追加保証金預り証がある場合は当該預り証を含みます。）も必要となります。

※3 電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項（車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等）を提出して下さい。

※4 保証金を預託されている場合は必要ありませんが、窓口会社が指定した額の保証金の預託が必要となります。

Ⅲ. その他

1. ETCコーポレートカードが利用可能な道路一覧

○三会社が指定する道路

(令和7年4月1日時点)

道 路 名				
高速自動車 国 道	E5 道央自動車道	C3 東京外環自動車道	E23 東名阪自動車道	E73 岡山自動車道
	E5A 札幌自動車道	E51 東関東自動車道	C2 名古屋第二環状自動車道	E74 浜田自動車道
	E5A 後志自動車道	E65 新空港自動車道	E23 伊勢自動車道	E74 広島自動車道
	E38 道東自動車道	E14 館山自動車道	E42 紀勢自動車道	E54 松江自動車道
	E4 東北自動車道	E1 東名高速道路	E1A 新名神高速道路	E11 高松自動車道
	E4A 八戸自動車道	E1A 新東名高速道路	E25 西名阪自動車道	E11・E56 松山自動車道
	E4A 青森自動車道	E1 名神高速道路	E26 近畿自動車道	E32・E56 高知自動車道
	E7・E46 秋田自動車道	E19・E20・E52・E68 中央自動車道	E26・E42 阪和自動車道	E11・E32 徳島自動車道
	E48 山形自動車道	E19 長野自動車道	E71 関西空港自動車道	E2A 関門自動車道
	E46 釜石自動車道	E17 関越自動車道	E2A 中国自動車道	E3 九州自動車道
	E7 日本海東北自動車道	E18 上信越自動車道	E2 山陽自動車道	E10 宮崎自動車道
	E13 東北中央自動車道	E52 中部横断自動車道	E27 舞鶴若狭自動車道	E34 長崎自動車道
	E49 磐越自動車道	E8 北陸自動車道	E29 播磨自動車道	E34 大分自動車道
	E6 常磐自動車道	E41 東海北陸自動車道	E73 米子自動車道	E10・E78 東九州自動車道
	E50 北関東自動車道	E1A 伊勢湾岸自動車道	E9 山陰自動車道	E58 沖縄自動車道
	E55 徳島南部自動車道			
一 般 有料道路	E62 深川留萌自動車道	E14 京葉道路	E67 安房峠道路	E76 今治小松自動車道
	E63 日高自動車道	E82 千葉東金道路	E9 京都縦貫自動車道	関門トンネル
	E4A 百石道路	CA 東京湾アクアライン 連絡道	E88 京滋バイパス	E7 秋田自動車道 (琴丘能代道路)
	CA 東京湾アクアライン	E24 京奈和自動車道 (京奈道路)	E10 椎田道路	E7 秋田自動車道 (秋田外環状道路)
	E14 富津館山道路	E89 第二京阪道路	E35 西九州自動車道 (武雄佐世保道路)	E13 湯沢横手道路
	E83 第三京浜道路	E91 南阪奈道路	E35 西九州自動車道 (佐世保道路)	E13 東北中央自動車道 (米沢南陽道路)
	E16・E83 横浜新道	E71 関西国際空港連絡橋	E96 長崎バイパス	E6 仙台北部道路
	E16 横浜横須賀道路	E42 湯浅御坊道路	E10 宇佐別府道路	E6 仙台東部道路
	E85 小田原厚木道路	E93・94 第二神明道路(北線)	E97 日出バイパス	E48 仙台南部道路
	E84 新湘南バイパス (ETC2. 0のみ)	E2 広島岩国道路	E10 延岡南道路	E6・E45 三陸自動車道 (仙塩道路)
	E84 西湘バイパス	E9 江津道路	E78 隼人道路	E50 東水戸道路
	E68 東富士五湖道路	E9 安来道路	E3A 南九州自動車道 (八代日奈久道路)	C4 圏央道 (ETC2. 0のみ)
	E1A 伊勢湾岸自動車道 (東海JCT～飛島JCT) (ETC2. 0のみ)	E31 広島呉道路	E3A 南九州自動車道 (鹿児島道路)	C3 東海環状自動車道
	E90 堺泉北道路	E92 第二阪奈道路	一般国道 201 号 八木山バ イパス	

※ 網掛けされている道路が、大口・多頻度割引の割引対象道路です。

ただし、圏央道、新湘南バイパス、伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)は、ETC2. 0車に限ります。

○他の道路管理者が指定する道路

道 路 名	
本州四国連絡 高速道路	全線
首都高速道路	全線
阪神高速道路	全線
公社道路	◎三会社分とあわせて請求する公社道路 青 森 県 道 路 公 社：みちのく有料道路 宮 城 県 道 路 公 社：E45 三陸自動車道(仙台松島道路) 栃 木 県 道 路 公 社：E81 日光宇都宮道路 茨 城 県 道 路 公 社：日立有料道路、 E50 常陸那珂有料道路<ひたちなか本線料金所> 千 葉 県 道 路 公 社：銚子連絡道路 富 山 県 道 路 公 社：能越自動車道<小矢部東本線料金所> 名古屋高速道路公社：名古屋高速道路<全線> 愛 知 県 道 路 公 社：知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、 中部国際空港連絡道路、名古屋瀬戸道路、猿投グリーンロード 滋 賀 県 道 路 公 社：琵琶湖大橋有料道路 京 都 府 道 路 公 社：E9 山陰近畿自動車道 大 阪 府 道 路 公 社：箕面グリーンロード 兵 庫 県 道 路 公 社：E95 播但連絡道路、E72 遠阪トンネル 神 戸 市 港 湾 局：港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ) 神 戸 市 道 路 公 社：六甲有料道路<六甲山トンネル>、 六甲北有料道路<大沢、柳谷、有野>、山麓バイパス 広 島 高 速 道 路 公 社：広島都市高速道路 福岡北九州高速道路公社：福岡高速道路、北九州高速道路 福 岡 県 道 路 公 社：E35 福岡前原道路 長 崎 県 道 路 公 社：E34 ながさき出島道路 鹿 児 島 県 道 路 公 社：指宿スカイライン

2. ETCコーポレートカード取扱窓口

※ お問い合わせ及び申込受付時間

9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く平日)

※ 電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようお願いいたします。

東日本高速道路株式会社

取 扱 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
北海道支社 大口・多頻度窓口 (料金サービス課内)	〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西5-12-30	直通 011(896)5315
東北支社 大口・多頻度窓口 (料金サービス課内)	〒983-8477 仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル 11 階	直通 022(398)8563
関東支社 大口・多頻度窓口 (料金サービス課内)	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮 JP ビルディング13階	直通 048(631)0220
新潟支社 大口・多頻度窓口 (料金サービス課内)	〒950-0917 新潟市中央区天神1-1 新潟プラーカ3 2階	直通 025(241)5160

中日本高速道路株式会社

取 扱 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
東京支社 大口・多頻度窓口 (ETCコーポレートカード係)	〒105-6010 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー 10階	直通 03(5776)5679
名古屋支社 大口・多頻度窓口 (ETCコーポレートカード係)	〒460-0003 名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル	直通 052(222)1230
金沢支社 大口・多頻度窓口 (ETCコーポレートカード係)	〒920-0365 金沢市神野町東170	直通 076(240)4954

西日本高速道路株式会社

取 扱 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
関西支社 大口・多頻度窓口 (サービス課内)	〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町1-13	直通 06(6344)9288
中国支社 大口・多頻度窓口 (サービス課内)	〒731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1	直通 082(831)4477
四国支社 大口・多頻度窓口 (サービス課内)	〒760-0065 高松市朝日町4-1-3	直通 087(823)4063
九州支社 大口・多頻度窓口 (サービス課内)	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-13-15	直通 092(260)6133

3. ETC利用証明書の入手方法

ETCシステム利用時の利用証明書の発行、利用明細の確認ができるETC利用照会サービスが、ホームページ上で提供されていますので、ご利用ください。

詳しくは以下のURLにアクセスしてください。

ホームページアドレス <https://www.etc-meisai.jp/>

(ETC利用照会サービスの概要)

- ・ 過去の利用証明書・利用明細の確認ができます。
- ・ 過去62日間の走行が対象となっています。
- ・ ETC利用照会サービスに表示される通行料金は、実際に請求される金額と異なる場合があります。

(ETC利用照会サービスによる利用証明書)

ご利用ありがとうございます。	
利 用 証 明 書	
 NEXCO 西日本	
料金所(自)	
料金所(至)	○○○○○
15年12月 1日	
5時 6分	
通行料金 (ETCカード)	¥770-
車種	2
取扱番号	B - -
本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、 http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスしてください。	

(注)本サービスにより作成される利用証明書には、ETCカード番号は表示されない等、係員がお渡しする利用証明書とは異なります。

4. 走行明細データの有料提供サービス

お客様に毎月請求させていただく三会社分の後納料金について、その算出の根拠となったETCコーポレートカードご利用による走行明細情報について、有料にて提供させていただくサービスを行っております。

本サービスのご利用をご希望のお客様は、「ETCコーポレートカードの利用に係る走行明細データの有料提供サービスに関する特約」の内容をご確認の上、同特約に従いお申込みください。

(1) 走行明細データの有料提供サービスの特徴

提供させていただくデータには、お客様の1箇月分のETCコーポレートカードによる高速国道、一般有料道路(及び一部公社道路)の利用内容が記録されております。(WEBにて提供いたします。)

有料提供データサービスをお申し込みの際は、特約に定める利用申込書をご提出いただくとともに、所定のWEBサイトからデータ提供に必要な情報をご登録ください。

お客様が当該データを利用いただくことにより、

- ① お客様の必要に応じた集計等を容易に行え、
- ② データ管理面での事務の省力化が図れます。

(※集計用のシステムの配布・販売は行っておりませんので、ご了承ください。)

(2) データ提供手数料

明細データ提供1回につき、770円(消費税等相当額を含みます。)のデータ提供手数料を申し受けます。(後納料金等の請求にあわせて請求させていただきます。)

更新履歴

更新月	ページ	項目	内容
H21.4	2 23 25	契約単位割引の追加	・平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、「契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計が 450 万円を超え、かつ、契約者の自動車 1 台当たりの 1 ヶ月の高速国道の平均利用額が 2 万 7 千円を超える場合には、契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計に対し、5%の割引」を追加
	28 31	契約単位割引早見表の変更	・上記に加え、1 台当たりの平均利用額欄を追加
	34 40	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 10: 名称変更、11.14: 削除、18.19.20.21: 追加
	38 44	総括表例の変更	・備考欄表示凡例の変更 1. 2: 追加
	38～39 44～45	契約単位割引の追加	・平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、「契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計が 450 万円を超え、かつ、契約者の自動車 1 台当たりの 1 ヶ月の高速国道の平均利用額が 2 万 7 千円を超える場合には、契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計に対し、5%の割引」を追加
	50	利用可能な道路の変更	・3/28 那覇空港自動車道(南風原道路)を無料開放により削除
H21.5	50～51	利用可能な道路の変更	・4/16 大阪府道路公社、奈良県道路公社: 第二阪奈有料道路を追加 ・4/29 関西国際空港連絡橋を公社道路から一般有料道路に変更
H21.6	34 40	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 12.13.15.16: 削除、22.23: 追加
	50	利用可能な道路の変更	・6/1 一般有料道路: 八木山バイパスを追加 一般有料道路: 日出バイパス(速水本線)の(速水本線)を削除
H21.8	34 40	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 24.25: 追加
H21.10	34 40	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 7.9.24: 削除、28: 追加
H22.2.27	34 40	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 62: 追加
H22.3.20	34 40	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 29: 追加
H22.4.1	50	利用可能な道路の変更	・4/1 一般有料道路: 安房峠道路を追加
	52	取扱窓口の変更	・4/1 NEXCO 中日本八王子支社及び金沢支社の取扱窓口名称を「顧客リレーションチーム」から「料金チーム」に変更 ・4/1 NEXCO 西日本各支社の取扱窓口名称を「顧客リレーショングループ」から「サービスグループ」に変更
H23.4.1	2 23 25	契約単位割引の延長	・「契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計が 450 万円を超え、かつ、契約者の自動車 1 台当たりの 1 ヶ月の高速国道の平均利用額が 2 万 7 千円を超える場合には、契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計に対し、5%の割引」当面の間の継続に伴う変更
	52	取扱窓口の変更	・4/1 NEXCO 中日本の取扱窓口名称を「ETC コーポレートカード係」に変更
H23.7.1	52	取扱窓口の変更	・7/1 NEXCO 西日本の取扱窓口名称を「サービス課」に変更

更新月	ページ	項目	内容
H23.7.26	50	利用可能な道路の変更	・7/26 一般有料道路「箱根新道」料金徴収期間満了に伴い利用可能な道路一覧から削除
H24.3.5	52	取扱窓口の変更	・3/5 NEXCO 東日本新潟支社移転に伴う取扱窓口の所在地及び電話番号の変更
H24.3.28	51	利用可能な道路の変更	・3/28 山口県道路公社管理道路山口宇部有料道路を無料開放により削除
H24.4.1	50	利用可能な道路の変更	・4/1 一般有料道路「西富士道路」無料開放に伴い利用可能な道路一覧から削除
H24.4.14	50	利用可能な道路の変更	・4/14 高速自動車国道「新東名高速道路」を追加
H25.4.21	50	利用可能な道路の名称変更	・4/21 一般有料道路「京都縦貫自動車道(京都丹波道路)」を「京都縦貫自動車道」に変更
H25.7.1	50～51	利用可能な道路の変更	・7/1 仙台南部道路を宮城県道路公社管理道路から一般有料道路に変更
H26.4.1	2～3 24～25	車両単位割引の割引率の変更	・割引制度の変更に伴い、車両単位割引の割引率を変更 ・激変緩和措置期間中の割引率を記載 ・激変緩和措置期間を記載
	2 23 25 38～39 44～45	契約単位割引の割引率の変更	・「契約者の1ヶ月の高速国道のご利用額の合計が450万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1ヶ月の高速国道の平均利用額が2万7千円を超える場合には、契約者の1ヶ月の高速国道のご利用額の合計に対し、5%の割引」終了に伴う削除
	2～4 24～25	割引制度のポイントの追加	・ETCコーポレートカードご利用のお客さま向けの平日朝夕割引について記載
	8～9	約款の条数の変更	・利用約款の条数一部削除に伴い、ご契約いただけない主な要件に該当する利用約款の条数を変更
	13	取扱手数料料等の変更	・消費税率の引上げに伴い、取扱手数料料等を変更
	27 31	車両単位割引の簡便計算式の変更	・車両単位割引の割引率の変更に伴い、簡便計算式を変更
	30 33	大口・多頻度割引早見表の変更	・車両単位割引の割引率の変更に伴い、大口・多頻度割引早見表を変更
	28 31	【車両単位割引】のポイント変更	・ポイント1 割引の表現を変更 ・表 端数調整に係る列を削除
	53	利用可能な道路の変更	・神戸市道路公社 新神戸トンネル有料道路<箕谷>を削除 ・福岡県道路公社 <福岡西料金所で福岡高速道路の料金と併せてお支払いいただく車線>を削除
	56	データ提供手数料料の変更	・消費税率の引上げに伴い、データ提供手数料料を変更
H26.7.1	2～4 24～25	割引制度のポイントの追加	・ETCコーポレートカードご利用のお客さま向けの平日朝夕割引について記載
	27 31	割引額の計算方法の変更	・ETCコーポレートカードご利用のお客さま向けの平日朝夕割引の導入後の割引額の計算方法について記載
	37 43	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 86.87.88:追加
H26.10.1	53	利用可能な道路の変更	・10/1 一般有料道路「八木山バイパス」無料開放に伴い利用可能な道路一覧から削除
H27.1.13	55	取扱窓口の変更	・1/13 NEXCO 東日本関東支社移転に伴う取扱窓口の所在地及び電話番号の変更
H27.4.1	2～3 24～25	車両単位割引の割引率変更の延長	・激変緩和措置期間を延長
H27.4.14	54	利用可能な道路の変更	・4/14 千葉県道路公社管理道路流山有料道路を無料開放により削除

更新月	ページ	項目	内容
H27.5.14	37～38 43～44	利用明細書例の変更	・走行明細毎の大口多頻度割引対象額を表示 ・貸与カード毎の取扱手数料、再発行手数料を表示 ・備考欄表示凡例の変更 18: 削除、32: 追加
	41～42 47～48	総括表例の変更	・カード取扱手数料の内訳を表示
H27.9.9	10	「ご契約いただけない 主な要件」の変更	・「支払いの保証をいただけない場合」の、(注)を修正
	56	ETC利用証明書の 入手方法の変更	・ETC 利用照会サービス(非登録型)終了に関するお知らせを追 記
H27.10.31	53	利用可能な道路の変更	・10/31 一般有料道路「八王子バイパス」無料開放に伴い利用 可能な道路一覧から削除
H28.2.29	55	取扱窓口の変更	・2/29 NEXCO 西日本九州支社移転に伴う取扱窓口の所在地 及び電話番号の変更
H28.4.1	2～3 24～25	車両単位割引の 割引率変更の延長	・激変緩和措置期間を延長
	49	ペナルティ措置の変更	・車限令違反車両の割引停止措置等を高速道路 6 会社が管理 するすべての道路を対象とする変更 (H28.10.1 より適用開始)
	54	利用可能な道路変更	・4/1 一般有料道路「圏央道」、「新湘南バイパス」を追加(ただし ETC2.0 車のみ)
H28.4.14	37 43	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 53.54: 追加
H28.7.1	57	ETC利用証明書の 入手方法の変更	・ETC 利用照会サービス(非登録型)終了に伴う ETC 利用証明 書の入手方法の変更
H28.9.29	2～3 24～25	車両単位割引の割引率 の変更	・従来の ETC 搭載車への経過措置終了に伴う変更
H28.10.1	8 49	ペナルティ措置の変更	・車限令違反車両の割引停止措置等に係る H28.9.30 までの適 用範囲に関する記載を削除
H29.1.1	2～3	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 搭載車両への割引適用期間変更
H29.1.1	24～25	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 搭載車両への割引適用期間変更
H29.1.1	27 32	割引額の計算方法	・従来の ETC 搭載車への経過措置終了に伴う変更
H29.1.1	31 36	割引早見表の追加	・従来の ETC 搭載車への経過措置終了に伴う追加
H29.1.20	8	「ご契約いただけない 主な要件」の変更	・「過去に高速国道等のご利用で不適切な行為があった場合」 の要件を追加
	51	割引停止措置等の変更	・車両制限令違反者に対する割引停止措置等の見直しに伴う 変更(H29.4.1 より適用開始)
H29.3.15	39 45	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 70: 追加
H29.4.1	8	「ご契約いただけない 主な要件」の変更	・「過去に高速国道等のご利用で不適切な行為があった場合」 の要件に係るH29.3.31 までの適用範囲に関する記載を削除
	51	割引停止措置等の変更	・車限令違反車両の割引停止措置等に係る H29.3.31 までの適 用範囲に関する記載を削除
H29.6.14	39 45	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 1: 修正 35: 追加 18、20: 削除

更新月	ページ	項目	内容
H29.11.4	56	利用可能な道路一覧の変更	・米沢南陽道路が東北中央自動車道へ名称変更したことに伴う変更
H29.11.21	56	利用可能な道路一覧の変更	・高松自動車道(高松東道路)が高速自動車国道に変更になったことに伴う変更 ・高速道路ナンバリングを付番
H29.12.1	57	利用可能な道路一覧の変更	・長崎県道路公社「＜長崎料金所のNEXCO西日本の高速国道料金と併せてお支払いいただく車線＞」を削除 ・鹿児島県道路公社「指宿スカイライン」を追加
H30.4.1	1	カードデザインの変更	新デザインのコーポレートカードに変更
	2～3 24～25	車両単位割引の割引適用期間の変更	・ETC2.0 搭載車両への割引適用期間及び対象車両の変更
	27 32	割引額の計算方法	・車両単位割引の対象車両の変更に伴い標題の変更
	30～31 35～36	割引早見表の変更	・車両単位割引の対象車両の変更に伴い標題の変更
	55	登録内容の変更手続きの追加	・事業協同組合の組合員がカードを解約した時の様式追加(様式第17)
	56	利用可能な道路一覧の変更	・道路移管に伴い、一般有料道路に E90 堺泉北道路を追加、公社道路の大阪府道路公社:E91 南阪奈有料道路及び E90 堺泉北有料道路を削除
	58	お問い合わせ及び申込受付時間	・ETCコーポレートカード取扱窓口の営業時間変更
H30.5.14	39 45	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 2、17、21、28、30:削除
H31.2.1	56～57	利用可能な道路一覧の変更	・「E5A 後志自動車道」を追加 ・滋賀県道路公社「琵琶湖大橋有料道路」を追加
H31.3.14	2～4 24～26 41～42 47～48	車両単位割引の割引率の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両以外の車両への経過措置終了に伴う変更
H31.4.1	2～4 24～27 33 41～42 47～48	車両単位割引の割引率の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両以外の車両への経過措置期間の削除
	56～57	利用可能な道路一覧の変更	・道路移管に伴い、一般有料道路に E92 第二阪奈道路を追加、公社道路の大阪府道路公社、奈良県道路公社:E92 第二阪奈有料道路を削除
R1.6.10	39・41 43・45 47・49	利用明細書例の変更	・改元に伴う元号表記変更 ・備考欄表示凡例の変更 2:追加(工事迂回による調整)
R1.9.2	12 60・61	取扱手数料等の変更	・消費税率の引上げに伴う、取扱手数料等の変更
R1.10.1	12 60・61	取扱手数料等の変更	・消費税率の引上げに伴う、取扱手数料等の変更
R2.2.14	2～3 24～25	車両単位割引の割引適用期間の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両への割引適用期間の延長
	57	利用可能な道路の変更	・北九州市道路公社:若戸大橋及び若戸トンネル<戸畑本線料金所で 北九州高速道路の料金と併せてお支払いいただく車線>を削除

更新月	ページ	項目	内容
R3.2.14	2～3 24～25	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両への割引適用期間の延長
R3.4.14	39 45 58	利用明細書例の変更 取扱窓口の変更	・備考欄表示凡例の変更 69: 追加 ・NEXCO 東日本東北支社移転に伴う取扱窓口の新所在地及び 電話番号の追記
R3.5.1	3～4 25～26 32～35 57 59	車両単位割引率の変更 利用可能な道路の変更 取扱窓口の変更	・伊勢湾岸自動車道(東海JCT～飛島JCT)の車両単位割引対 象追加に伴う変更 ・NEXCO 東日本東北支社移転に伴う取扱い窓口の旧所在地 及び電話番号の削除
R3.5.14	40 46	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 41、42、43: 追加
R4.2.14	2～3 24～25	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両への割引適用期間の延長
R4.5.13	40 46	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 67: 追加
R4.9.30	40 46	利用明細書例の変更	・備考欄表示凡例の変更 5: 修正
R5.1.1	15 56	利用申込書等添付書類 の変更	・自動車検査証の電子化に伴う利用申込書等添付書類の変 更。
R5.2.14	2～4 24～25	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両への割引適用期間の延長
R5.4.1	58	利用可能な道路一覧 の変更	・道路移管に伴い、公社道路の京都府道路公社:E9 京都縦貫 自動車道(綾部宮津道路、丹波綾部道路)を削除
R5.5.29	59	取扱窓口の変更	・関東支社大口・多頻度窓口移転に伴う所在地の変更
R5.10.1	39～55	請求書や利用明細書例 の変更	・インボイス制度対応に伴う請求書や利用明細書例の変更
R5.12.19	62	利用可能な道路一覧 の変更	・青森県道路公社「みちのく有料道路」を追加
R6.1.15	2～4 24～25	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両への割引適用期間の延長
R6.3.1	65	走行明細データの有料提 供サービスのデータ提供 手数料等の変更	・WEB 提供開始に伴う、データ提供手数料等の変更
R6.4.1	61～62	利用可能な道路一覧の 変更	・「E55 徳島南部自動車道」を追加 ・神戸市港湾局「港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)」を追加
R6.11.1	65	走行明細データの有料提 供サービスの特徴	・走行明細データの有料提供サービスの提供方法の変更
R7.1.14	2～4 24～25	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両への割引適用期間の延長
R7.3.3	63	取扱窓口の変更	・新潟支社大口・多頻度窓口移転に伴う所在地の変更
R7.4.1	61～62	利用可能な道路一覧の 変更	・「一般国道 201 号 八木山バイパス」を追加 ・山陰近畿道の料金徴収開始に伴い、公社道路の京都府道路 公社:E9 山陰近畿自動車道を追加
R7.7.1	63	取扱窓口の変更	・八王子支社大口・多頻度窓口の閉鎖に伴う削除
R8.1.14	2～4 24～25	車両単位割引の 割引適用期間の変更	・ETC2.0 を使用する事業用車両への割引適用期間の延長